

障害福祉ガイド



本 庄 市

令和6年度(2024年度)

この「障害者福祉ガイド」は、障害のある方に各種の福祉施策の概要とサービスの窓口を紹介し、日常生活の手引きとしてご活用いただくために作成しました。

令和6年4月1日現在の内容で編集しています。制度などの内容は、変更になる場合がありますので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。

また、サービスや手当等の受給申請にあたっては、該当にならない場合もありますので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。

盲目の国学者 塙 保己一



塙 保己一

はなわ ほきいち

■生年 延享3年（1746年）

■没年 文政4年（1821年）

もうもく こくがくしゃはなわ ほきいち えどじだい えんきやう ねん (1746年) 5月5日 武蔵国児玉郡保木のむら げんほんじやうしこだまちやう ほきの う に生まれました。

ほきいち は、7さい のとき びやうき で失明し、15さい で 単身江戸に出て、当時の盲人社会の指導者である雨富 検校 の元で按摩や針、灸などを修行しましたが、一念発起して学問の道をこころざ ほんにん とりよく こうい ひとびと じよりよく おも しょうがい の 志し、本人の努力と好意ある人々の助力で重い障害を乗り越えて大学者となり、また盲人の最高位である総検校にまで登りました。

大学者となった保己一は、和学講談所（東京大学史料編さん所の前身）の開設、「大日本史」（水戸光圀が作り始めた歴史書）の校正、そして日本最大の叢書「群書類従」の編さんと刊行などの大きな事業を成し遂げました。

特に、「群書類従」の編さんは、保己一が生涯をかけて取り組んだ一大事業でした。保己一は、価値のある古い書物や貴重な記録が将来無くなってしまうことを心配し、数多くの古書文献を集めて分類・整理し、41年間をかけて文政2年（1819年）「群書類従」正編670巻に編さんして刊行しました。「群書類従」は、日本史や日本文学等を研究するために不可欠で貴重な資料を後世に伝えるものとなりました。

また、保己一は、盲人社会の改革に努力し、私利私欲のない人柄と偉大な業績は、「奇跡の人」ヘレンケラー女史をはじめ多くの人々に尊敬されることになりました。

重い障害を克服し、障害のない人にも困難な大事業を成し遂げ、人々から尊敬された保己一は、「共生社会の創造」、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」という基本理念を江戸時代に実践した偉大な先人です。



目次

1. 手 帳 頁

(1) 身体障害者手帳	2
(2) 療育手帳	3
(3) 精神障害者保健福祉手帳	5
(4) 手帳交付の流れ	6

2. 手当・年金

(1) 在宅重度心身障害者手当（市の制度）	7
(2) 特別障害者手当（国の制度）	7
(3) 障害児福祉手当（国の制度）	8
(4) 経過措置による福祉手当（国の制度）	8
(5) 心身障害者扶養共済制度（県の制度）	9
(6) 特別児童扶養手当（国の制度）	11
(7) 児童扶養手当（国の制度）	11
(8) 年金制度（国の制度）	13
① 障害基礎年金	13
② 特別障害給付金	14
③ 障害厚生年金、障害手当金	14

3. 医 療

(1) 自立支援医療	15
① 精神通院医療	15
② 更生医療	15
③ 育成医療	16
(2) 重度心身障害者医療費助成制度	18

4. 相談窓口

(1) 本庄市役所障害福祉課	20
(2) 児玉郡市障害者基幹相談支援センターY o u & I ほみか	20
(3) 障害者相談支援事業所	20
(4) 本庄市障害者相談員	22
(5) 本庄市発達教育支援センター「すきっぷ」	22
(6) 民生委員・児童委員、主任児童委員	22
(7) 本庄市社会福祉協議会	22
(8) 埼玉県本庄保健所	23
(9) 埼玉県児童相談所	23
(10) 埼玉県のその他機関	23

目次

5. 福祉用具の支援

(1) 補装具費の支給制度（自立支援給付）	24
(2) 日常生活用具の給付・貸与（地域生活支援事業）	25
(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	25
(4) 難聴児補聴器購入費の補助	26
(5) 車いすの貸出	26

6. 暮らしの支援

(1) 障害者総合支援法によるサービス	27
① 自立支援システム全体像	27
② サービスの対象者	28
③ 障害福祉サービス等の内容	28
④ サービス利用の流れ	31
⑤ 利用者負担	32
1 利用者負担に関する配慮措置	32
2 利用者負担のしくみ	34
⑥ 受給者証	36
(2) 児童福祉法によるサービス	37
① サービスの内容	37
② サービス利用の流れ	37
③ 利用者負担	38
④ 受給者証	39
(3) 児童発達支援等自己負担金の補助	40
○ 本庄市多子世帯児童発達支援等利用負担額補助金	40
(4) 移動支援、一時預かり等のサービス	41
① 障害者（児）移動支援事業（地域生活支援事業）	41
② 障害者（児）日中一時支援事業（地域生活支援事業）	42
③ 障害児（者）生活サポート事業	43
(5) 在宅支援	44
① 身体障害者訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業）	44
② 福祉電話	45
③ 車いす仕様車の貸出	45
④ 生活福祉資金等の貸付（埼玉県福祉資金）	46
(6) 意思疎通支援	47
① 手話通訳者の派遣（地域生活支援事業）	47
② 要約筆記者の派遣（地域生活支援事業）	47
③ 手話奉仕員養成講座の開催（地域生活支援事業）	48
(7) 社会参加支援	49
① 福祉タクシー利用券の交付（地域生活支援事業）	49
② 自動車等燃料費の助成（地域生活支援事業）	49
③ 身体障害者自動車改造費の補助（地域生活支援事業）	50
④ 身体障害者自動車運転免許取得費の補助（地域生活支援事業）	51

⑤ 身体障害者自動車運転免許の無料教習	52
⑥ 運転適性相談	52
⑦ 身体障害者補助犬の給付	53
⑧ 点字・声の広報等発行・配付（地域生活支援事業）	53
⑨ 点字図書等の閲覧貸出	53
⑩ 点字による投票	54
⑪ 郵便等による不在者投票	54
⑫ 障害者レクリエーション活動（地域生活支援事業）	55
⑬ 障害者地域活動支援センター（地域生活支援事業）	55
（８）住まい	57
① 住宅改修費の支給	57
② 重度障害者居宅改善整備費の補助	57
③ 県営住宅の特例申込み・家賃減額	58
④ 市営住宅の優先登録	58
⑤ 単身者の市営住宅、県営住宅の入居申込み	59
（９）障害者の権利擁護	60
① あんしんサポートネット（福祉サービスの利用援助）	60
② 成年後見制度	60
③ 権利擁護センター	61
④ 虐待防止センター	62
⑤ 虐待通報ダイヤル	62
（１０）防災・緊急時	63
① ファックス１１９番通報システム	63
② メール・ファックス１１０番	68
③ 防災行政無線メール・ファックス送信サービス	68
④ ヘルプカード	70
⑤ 本庄市災害時要援護者避難支援制度	70
⑥ 福祉避難所	71

７．税金・公共料金の減免など

（１）税金の控除、減免等	73
① 所得税・住民税（障害者控除等）	73
② 自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免	74
③ 軽自動車税（市税）の減免	75
④ 各種税金に関するお問い合わせ窓口	76
（２）交通機関の料金割引等	78
① 有料道路の割引	78
② ＪＲ運賃の割引	79
③ ＪＲ以外の私鉄運賃の割引	80
④ バス運賃の割引	80
⑤ タクシー運賃の割引	80
⑥ 国内航空運賃の割引	80
⑦ 駐車禁止規制の適用除外	81

目次

⑦ 思いやり駐車場制度	8 2
(3) その他減免、割引等	8 4
① N H K放送受信料の免除	8 4
② 点字郵便物等の無料扱い	8 5
③ 携帯電話基本料金等の割引	8 5
④ 電話番号の無料番号案内	8 5
⑤ 「湯かっこ」使用料の減額・免除	8 6
⑥ 「つきみ荘」利用料の減免	8 6

8. 就労支援

(1) 児玉郡市障がい者就労支援センター	8 7
(2) 障害者就業・生活支援センターこだま	8 8
(3) 公共職業安定所（ハローワーク）	8 9
(4) 発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）	8 9
(5) 職業訓練	9 0
① 職業訓練施設	9 0
② 職親のもとでの職業訓練	9 1

9. 子どもの相談・発達支援

(1) 障害のある子どもの相談窓口	9 2
① 本庄市保健センター	9 2
② 本庄市発達教育支援センター「すきっぷ」	9 2
③ 教育相談	9 2
④ 地域生活の相談	9 2
⑤ 埼玉県本庄保健所	9 3
⑥ 埼玉県児童相談所	9 3
(2) 発達支援	9 4
① 健康診査・各種相談など	9 4
② 本庄市発達教育支援センター「すきっぷ」	9 4
③ 障害児等療育支援事業	9 4
④ 地域療育センター	9 5
⑤ 埼玉県発達障害総合支援センター	9 5

10. 資 料

別表1 障害者手帳の等級及び程度別施策早見表	1
別表2 身体障害者程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）	9 6
別表3 日常生活用具一覧表	1 0 2
別表4 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具一覧表	1 1 0
別表5 障害者総合支援法の対象疾病一覧（361疾病）	1 1 2

別表1 障害者手帳の等級及び程度別施策早見表

項 目		手当・年金						医 療			福祉用具		暮らし							税金・公共料金							
問合せ先		市民課	子育て支援課		障害福祉課			障害福祉課		保険課	障害福祉課		障害福祉課							各実施機関窓口(障害福祉課で証明を受けるものがあります。)							
施策名		障害年金	児童扶養手当	特別児童扶養手当	在宅重度心身障害者手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	心身障害者扶養共済制度	更生医療	重度心身障害者医療費助成	後期高齢者医療	補装具費の支給	日常生活用具給付・貸与	障害福祉サービス	福祉タクシー利用料金助成	自動車等燃料費補助	自動車改造費補助	運転免許取得費用補助	住宅改修費の支給	居宅改善整備費の支給	所得税・住民税の控除	(軽)自動車税・取得税の減免	有料道路料金割引	公共交通運賃割引	NHK受信料減免	携帯電話基本使用料等の割引	NＴＴ無料番号案内
		(P.13)	(P.11)	(P.11)	(P.7)	(P.7)	(P.8)	(P.9)	(P.15)	(P.18)		(P.24)	(P.25)	(P.27)	(P.49)	(P.49)	(P.50)	(P.51)	(P.57)	(P.57)	(P.73)	(P.74)	(P.78)	(P.78)	(P.84)	(P.85)	(P.85)
概要		病にやケガで生活や仕事等が制限されるようになった方への支給。	父又は母と一定の障害のある子に、その養育者に一定の障害のある子に対し、その養育者に一定の障害のある子に、その養育者に一定の																								

※ ○…該当 △…障害の内容により該当

■自動車税：障害区分証明書が必要な方は、手帳を持参し障害福祉課へ
■NTT無料番号案内：問合せは、ふれあい案内「TEL:0120-104-174 FAX:0120-000-104」まで

■発行・お問い合わせ先
○本庄市役所 障害福祉課
TEL 0495-25-1125 FAX 0495-23-1963

1. 手 帳

障害のある方々のために様々な援助制度がありますが、それらを受けるためには、次のような手帳が必要となります。手帳を取得しようとする際には、担当窓口へご相談ください。なお、それぞれの手帳で受けられる主な援助は「別表1 障害者手帳の等級及び程度別施策早見表」(1頁)をご覧ください。

(1) 身体障害者手帳

身体に障害があり、身体障害者福祉法に定められた障害に該当する場合に、埼玉県知事から手帳が交付されます。手帳は障害の程度によって重い方から1級から6級に区分され(「別表2 身体障害者程度等級表」(99頁))、等級に応じて各種のサービスを利用することができます。

【対象となる障害】

障害の内容	障害区分	障害等級
目の不自由	視覚障害	1級～6級
耳の不自由	聴覚障害	2級～4級・6級
歩行の不自由	平衡機能障害	3級・5級
音声・言語又はそしゃくの不自由	音声・言語・そしゃく機能障害	3級・4級
手・足・体の不自由	肢体不自由	1級～6級
日常生活の不自由	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1級・3級・4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～4級
	肝臓機能障害	1級～4級

※手帳は、それぞれに永続する障害があるひとに交付されます。

【申請に必要なもの】手帳の交付には申請が必要です。

- (1) 申請書(障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。)
- (2) 都道府県知事が指定した医師の身体障害者診断書・意見書(申請日から3か月以内のもの、用紙は窓口にあります。)
- (3) 写真2枚(縦4cm×横3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの)
※写真は手帳交付時に必要となります。
- (4) 個人番号(マイナンバー)カード又は通知カード

※都道府県知事が指定した医師については、担当窓口で確認してください。

★詳しくは障害福祉課又は支所市民福祉課へお尋ねください。

1. 手 帳

【障害の程度変更】

障害の程度が変わったときや、新たな障害が加わったときは、指定医師の診断書を添えて申請してください。

【居住地変更・氏名変更】

転居又は転出された場合、窓口で転居又は転出の手続きを行い、速やかに新しい居住地の市福祉事務所又は町村役場に「居住地変更届」を提出してください。氏名を変更された場合も、居住地の市福祉事務所又は町村役場に届け出てください。

【再交付】

紛失又は破損したときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。

【返 還】

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合は、手帳は都道府県知事に返還しなければなりませんので、市担当窓口へ届け出てください。

【注意事項】

- ・手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。
- ・15歳未満の児童については、保護者の方が本人に代わって申請することとなっています。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

(2) 療育手帳

知的な障害があり、埼玉県の間関で判定を受け、一定の基準に該当すると認められる場合に、埼玉県知事から手帳が交付されます

障害の程度によって重い方から㊤からCに区分されており、等級に応じて各種のサービスを利用することができます。

【対象となる方】

埼玉県総合リハビリテーションセンター又は熊谷児童相談所において、知的障害と判定された方に交付されます。

【手帳の区分】

障害の程度	最重度	重度	中度	軽度
手帳の等級	㊤	A	B	C

【申請に必要なもの】手帳の交付には申請が必要です。

- (1) **申請書** (障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。)
- (2) 母子手帳などの本人の生育歴に関するもの
- (3) **写真2枚** (縦4cm×横3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの)

※写真は手帳交付時に必要となります。

- (4) **個人番号(マイナンバー)カード又は通知カード**

★詳しくは障害福祉課又は児玉総合支所市民福祉課へお尋ねください。

【手帳の再判定】

療育手帳は、有期認定(ある一定の年齢に達すると生涯認定になる場合もあります。)のため、手帳に記載されている次回判定日前に、児童相談所(18歳未満)あるいは、埼玉県総合リハビリテーションセンター(知的障害者更生相談所)

(18歳以上)で再度判定を受けてください。この場合の手続きも新規交付の時と同様です。

(再判定に必要なもの)

- ①申請書(障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。)
- ②療育手帳
- ③写真2枚(縦4cm×横3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの)

※写真は手帳交付時に必要となります。

- ④**個人番号(マイナンバー)カード又は通知カード**

★詳しくは障害福祉課又は支所市民福祉課へお尋ねください。

【居住地変更・氏名変更】

転居又は転出された場合、窓口で転居又は転出の手続きを行い、速やかに新しい居住地の市福祉事務所又は町村役場に「療育手帳交付等申請(届出)書」を療育手帳とあわせて提出してください。氏名を変更された場合も上記「申請(届出)書」を提出してください。

【再交付】

紛失又は破損したときは、再交付の申請をしてください。

【返 還】

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合は、手帳を都道府県知事に返還しなければなりませんので、市担当窓口へ届け出てください。

【注意事項】

手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

【窓 口】

本 庁:障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所:支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

(3)精神障害者保健福祉手帳

精神に障害があり、一定の基準に該当すると認められる場合に、埼玉県知事から手帳が交付されます。

障害の程度によって重い方から1級（重度）、2級（中度）、3級（軽度）の3段階に区分され、等級に応じて各種のサービスを利用することができます。

【対象となる方】

精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があるひと。

【申請に必要なもの】手帳の交付には申請が必要です。

(1) 申請書（障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。）

(2) 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）又は障害年金証書などの写し

＊診断書

初診日から6か月以上経過した時点のもの。（用紙は窓口にあります。）

＊障害年金証書などの写し

精神の障害を支給理由とする障害年金の年金証書の写しと、直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し

(3) 写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの）

※写真は手帳交付時に必要となりますが、申請者の意思により、手帳に写真を貼らないこともできます。詳しくは窓口へお尋ねください。

(4) 個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード

★詳しくは障害福祉課又は支所市民福祉課へお尋ねください。

【有効期限】

2年（2年ごとに障害の状態を再認定し更新します。有効期限の3か月前から更新の申請ができます。）

【障害の程度変更】

障害の程度が変わったと思われる方は、医師の診断書又は年金証書等の写しを添えて申請してください。

【居住地変更】

- ① 県内（さいたま市を除く。）での転出の場合は、速やかに新しい居住地の市役所又は町村役場に届け出てください。
- ② 県外へ転出された場合は、新しい居住地を管轄する市町村を経由して都道府県へ届け出て、新たな手帳の交付を受けてください。

【氏名変更】

速やかに市担当窓口へ届け出てください。

【再交付】

紛失又は破損したときは、再交付の申請をしてください。

【返 還】

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合等は、手帳を都道府県知事に返還しなければなりませんので、市担当窓口へ届け出てください。

【注意事項】

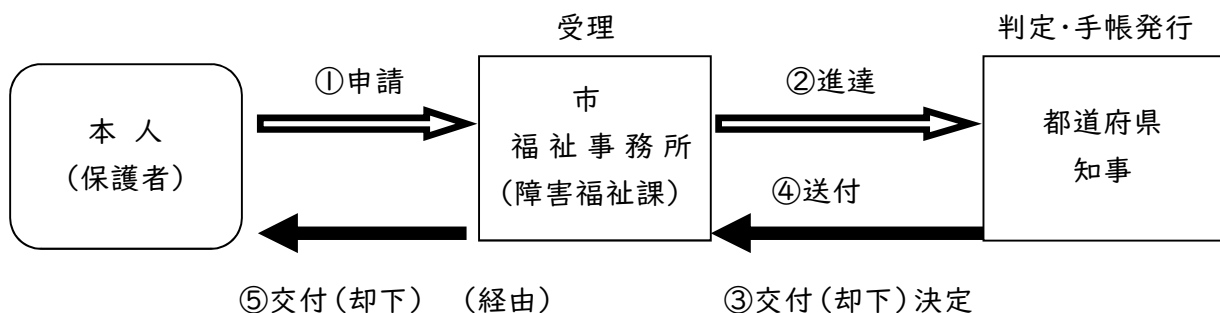
- ・手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。
- ・手帳の申請は、家族や医療機関職員等が代行することができます。

【窓 口】

本 庁:障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所:支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

(4) 手帳交付の流れ



※ 手帳については、障害の程度に該当する場合に交付されますが、提出された診断書等に基づき埼玉県による判定審査があり、申請から交付までに通常2か月程度の期間がかかります。

また、提出された診断書等で判定審査ができない場合には、関係書類の再提出などがあり、さらに2～3か月の期間がかかる場合があります。

2. 手当・年金

(1) 在宅重度心身障害者手当（市の制度）

特別障害者手当又は障害児福祉手当の受給をしていない方で、住民税非課税の方に支給されます。ただし、65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方、施設入所をされている方は対象になりません。

【手当額】

月額 5,000円

【支給月】

毎年9月末・3月末（末日が土日・祝日にあたる場合は、その直前の前日となります。）

【対象者】

- 1 身体障害者手帳1級又は2級所持者で住民税非課税の方
- 2 療育手帳○A 又はA所持者で住民税非課税の方
- 3 精神障害者保健福祉手帳1級所持者で住民税非課税の方
- 4 超重症心身障害児（20歳未満）で住民税非課税の方
- 5 上記1～4に掲げる者に相当すると市長が認め、かつ、住民税非課税の方

【申請に必要なもの】

- (1) 障害者手帳
- (2) 本人名義の預金通帳
- (3) 非課税証明書（転入の場合）

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963
児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

(2) 特別障害者手当（国の制度）

20 歳以上であって、精神、知的又は身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に、国から支給されます。ただし、施設に入所中の方及び3か月以上継続して病院等に入院している方は除きます。

【手当額】 ※手当額は、物価スライドにより毎年変動します。

月額 28,840円（令和6年4月～）

【支給月】

毎年2月・5月・8月・11月の10日（10 日が土日・祝日にあたる場合は、その直前の前日となります。）

【対象者】

国民年金法 1 級程度の障害が2 つ以上ある方、又はそれと同程度以上と認められる方

※ 障害の程度に応じて、診断書が必要になる場合があります。

※ 障害者本人又は扶養義務者の前年の所得による所得制限があります。（10 頁参照）

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

(3) 障害児福祉手当（国の制度）

20 歳未満であって、精神、知的又は身体の重度の障害により、日常生活において常時の介護を必要とする方に、国から支給されます。ただし、施設に入所中の方及び障害を支給事由とする年金を受給している方は除きます。

【手当額】 ※手当額は、物価スライドにより毎年変動します。

月額 15,690円（令和6年4月～）

【支給月】

毎年2月・5月・8月・11月の10日（10 日が土日・祝日にあたる場合は、その直前の前日となります。）

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳1級の一部及び2級の一部の方
- (2) 知的障害であって、療育手帳○A 相当の方
- (3) 精神障害、血液疾患等で上記(1)、(2)と同程度の障害を有する方

※ 障害の程度に応じて、診断書が必要になる場合があります。

※ 障害者本人又は扶養義務者の前年の所得による所得制限があります。（10 頁参照）

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

(4) 経過措置による福祉手当（国の制度）

20歳以上であって、制度改正（昭和61年4月1日）前の福祉手当を受給している方のうち、特別障害者手当も障害基礎年金も受けられない方に支給します。

【手当額】 ※手当額は、物価スライドにより毎年変動します。

月額 15,690円

【支給月】

毎年2月・5月・8月・11月の10日（10 日が土日・祝日にあたる場合は、その直前の前日となります。）

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳1級及び2級の一部の方
- (2) 知的障害であって、療育手帳マルA相当の方

2. 手当・年金（手当）

(3) 精神障害、血液疾患等で上記(1)、(2)と同程度の障害を有する方

※ 障害の程度に応じて、診断書が必要になる場合があります。

※ 障害者本人又は扶養義務者の前年の所得による所得制限があります。(下段参照)

【窓 口】

本 庁:障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所:支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

《所得による支給制限》

特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過措置による福祉手当は、障害者本人又は扶養義務者の前年の所得が次の額以上のときは、その年の8月から翌年の7月まで支給停止となります。
(所得は毎年8月に審査しています。)

扶養親族数	0人	1人	2人以上1人増すごと
障害者本人	3,604,000 円	3,984,000 円	380,000 円加算
扶養義務者	6,287,000 円	6,536,000 円	213,000 円加算

(5) 心身障害者扶養共済制度（県の制度）

加入者（保護者）に万一のことが生じた場合に、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。任意加入で、加入者（保護者）が自らの生存中に毎月一定の掛金を納めます。

【加入資格】

心身障害者を扶養している保護者で、次の要件に該当する方

(1) 加入時（口数追加の場合は口数追加時）の年齢が65歳未満（毎年度の4月1日時点）の方

(2) 加入時、県内に住んでいること。

(3) 加入者（保護者）に、特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

※ この制度に加入できるのは、1人の心身障害者に対して1人の保護者のみです。

【対象となる心身障害者】

次のいずれかに該当する方で、将来独立自活することが困難であると認められる方

(1) 知的障害者

(2) 身体障害者手帳1級から3級の方

(3) 精神または身体に永続的な障害があり、その程度が上記と同程度と認められる方（精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

※ 障害の程度や障害者の状況に応じて、所定の診断書が必要になる場合があります。

【加入口数】

心身障害者一人につき2口まで。

【掛 金】

加入時の年度の4月1日時点の年齢により異なります。ただし、加入期間又は加入者などの所得に応じて、掛金が免除又は減額される場合があります。

加入時の加入者の年齢	月額掛金：1口あたり
35歳未満の方	9,300円
35歳以上 40歳未満の方	11,400円
40歳以上 45歳未満の方	14,300円
45歳以上 50歳未満の方	17,300円
50歳以上 55歳未満の方	18,800円
55歳以上 60歳未満の方	20,700円
60歳以上 65歳未満の方	23,300円

【年金額等】**(1) 年金額**

加入者（保護者）が死亡又は重度障害の状態になった場合、障害のある方に支給され、年金額は1口の場合は月額2万円、2口の場合は月額4万円。

(2) 弔慰金支給額

加入者（保護者）の生存中に心身障害者が死亡したとき、加入期間に応じて支給されます。ただし、加入期間が1年未満の場合は支給されません。

加入期間	金額：1口あたり
1年以上 5年未満の方	50,000円
5年以上 20年未満の方	125,000円
20年以上の方	250,000円

※ 弔慰金が支払われた場合、年金は支給されません。

※ 納めた掛金は返還されません。

(3) 脱退一時金支給額

5年以上加入した後に、脱退または加入口数を減らしたとき、加入期間に応じて支給されます。

加入期間	金額：1口あたり
5年以上 10年未満の方	75,000円（45,000円）
10年以上 20年未満の方	125,000円（75,000円）

2. 手当・年金（手当）

20年以上の方	250,000円（150,000円）
---------	--------------------

※ 金額欄の（ ）書は、平成20年3月31日以前の加入者の額

※ 口数ごとに脱退できますが、脱退した分の年金は支給されません。

※ 納めた掛金は返還されません。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

(6) 特別児童扶養手当（国の制度）

精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子供を育てている方に、国から支給されます。

【手当額】 ※手当額は、物価スライドにより毎年変動します。

1級（重度）・・・月額 55,350円

2級（中度）・・・月額 36,860円

【支給月】

毎年4月・8月・11月に各4か月分を支給します。

【対象者】

精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子供を育てている方のうち、主として生計を維持している方。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。ただし、次の場合には手当は受けられません。

1. 保護者等の前年の所得が一定の限度額以上の場合
2. 対象の子供が児童福祉施設に入所している場合

◎詳しくは、下記担当窓口へお問い合わせください。

【窓 口】

本 庁：子育て支援課 電話 25-1130 FAX 25-1145

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

(7) 児童扶養手当（国の制度）

父又は母のいない状態の家庭や父又は母に一定の障害がある家庭、もしくは、父又は母と生計を同じくしていない子供を養育している方を対象に国から支給されます。

【手当額】 ※手当額は、物価スライドにより毎年変動します。

○子供1人の場合

・全部支給 月額 45,500円

・一部支給 月額 45,490円～10,740円

○2 人目加算額

- ・全部支給 月額 10,750円
- ・一部支給 月額 10,740円～5,380円

○3 人目以降加算額（1人につき）

- ・全部支給 月額 6,450円
- ・一部支給 月額 6,440円～3,230円

【支給月】

毎年5月・7月・9月・11月・1月・3月に各2か月分を支給します。

【対象者】

父母の離婚、死亡などによって、父又母と生計を同じくしていない子供を育てている方や、子供を育てている父又は母に一定の障害があるときに支給されます。子供とは18歳になった年の年度末（3月31日）まで（一定の障害がある子供は20歳未満まで）です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

ただし、次の場合には手当は受けられません。

1. 保護者等の前年の所得が一定の限度額以上の場合
2. 保護者等が一定額以上の公的年金を受給している場合
3. 子供が児童福祉施設に入所している場合

（特別永住者・中長期在留者の方も原則として対象となります。）

◎詳しくは、下記担当窓口へお問い合わせください。

【窓 口】

本 庁：子育て支援課 電話 25-1130 FAX 25-1145

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630



(8) 年金制度（国の制度）

① 障害基礎年金

障害基礎年金は、病気やケガにより生活や仕事などが制限されるようになった場合に、日本年金機構による審査後、受給が認められた方に支給されます。

【対象者】

障害基礎年金は、次の①～③の条件のすべてに該当する方が受給できます。

- ①初診日が、国民年金加入期間にある、または、20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間にある。（老齢基礎年金を繰上げて受給している方を除く）
- ②初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。
- ③障害の状態が、障害認定日または20歳に達したときに、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。

（※1）障害認定日：初診日から1年6か月を経過した日又は1年6か月以内にその病気やケガが治った場合（症状が固定した場合）はその日

（※2）初診日：障害の原因となった病気やケガについて、初めて診療を受けた日

【年金額】（令和6年4月～）

区 分	金 額
1 級	年額1,020,000円+子の加算額
2 級	年額816,000円+子の加算額

※ 子の加算額

生計を維持している18歳未満の子があるときは、その子が18歳到達年度の末日まで、20歳未満で障害の程度が1級又は2級の子があるときはその子が20歳到達月まで、次の表の額が加算されます。

加算対象の子	加算額（年額）
第1子・第2子（1人につき）	234,800円
第3子目以降の子（1人につき）	78,300円

◎詳しくは下記担当までお問い合わせください。

【窓 口】 熊谷年金事務所 電話 048-522-5012（代表）

《所在地》 〒360-8585 熊谷市桜木町 1-93

本庄市役所市民課国民年金係 電話 25-1114 FAX 25-1190

『ねんきんダイヤル』0570-05-1165

② 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に国民年金に加入していなかったため、障害基礎年金等を受給していない障害者の方で、定められた条件を満たしている場合は特別障害給付金が請求できます。

【対象者】

平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生又は昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害の状態にある方（但し65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限る。）

【支給額】 ※支給額は、物価変動による改定があります。

障害基礎年金1級相当に該当する方：令和6年度基本月額 55,350 円（2級の1.25倍）

障害基礎年金2級相当に該当する方：令和6年度基本月額 44,280 円

【窓口】 本庄市役所市民課国民年金係 電話 25-1114 FAX 25-1190

③ 障害厚生年金、障害手当金

【障害厚生年金】

初診日に厚生年金保険に加入中である方が、その病気・けがで、障害認定日に障害年金の障害等級表に定める1級～3級の状態にある場合に障害厚生年金が受けられます。保険料の納付要件を満たしていることが必要です。

（障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。）

【障害手当金（一時金）】

初診日に厚生年金保険に加入中である方の病気・けがが5年以内に治り、治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽い障害が残ったとき、障害等級表に定める障害の状態にある場合に障害手当金（一時金）が受けられます。保険料の納付要件を満たしていることが必要です。

【窓口】 熊谷年金事務所 電話 048-522-5012（代表）

《所在地》 〒360-8585 熊谷市桜木町 1-93

3. 医 療

(1) 自立支援医療

精神障害者の通院治療を促進し、適正医療を普及させたり、身体障害者の生活上の便宜を増すために障害を軽くし、機能回復のための医療を受けていただいたりするために、県で指定した医療機関等で要した費用（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額）の100分の90を医療保険とあわせて負担します。

① 精 神 通 院 医 療

精神疾患の治療のために通院している方は、医療保険の種別に関係なく通院医療費の自己負担額が医療費の一割になります。また、所得に応じて自己負担上限額があります。

【申請手続等】

申請書等を障害福祉課又は支所市民福祉課へ提出

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書（障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。）
- (2) 自立支援医療（精神通院医療）意見書（診断書）＊更新の場合は隔年
- (3) 健康保険証の写し（世帯内で同じ健康保険に加入する方全員分）
- (4) 個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード
- (5) 課税証明書など所得状況が分かるもの又は同意書

【有効期間】

1年以内（更新ができます。）

【利用者負担額】

1割（受給者本人の収入や世帯の所得、疾病等の状況に応じて、毎月の自己負担上限額を設定しています。）

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

② 更 生 医 療

障害の程度を軽くしたり、取り除くための医療（関節形成術、心臓手術、血液透析療法など）を指定医療機関で受けた場合に、医療費の自己負担額が一割になります。

また、所得に応じて自己負担上限額があります。

【対象者】

18歳以上で身体障害者手帳を持っている方

【申請手続等】

申請書等を障害福祉課又は支所市民福祉課へ提出

→ 障害福祉課：受給者証を本人へ交付

→ 本 人：医療機関等で受給者証を提示し、受診

【申請に必要なもの】

(1) 申請書（障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。）

(2) 身体障害者手帳

(3) 自立支援医療（更生医療）意見書、医療費概算額算定表

(4) 健康保険証の写し

(5) 特定疾病療養受療証（お持ちの場合）

(6) 個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード

(7) 課税証明書など所得状況が分かるもの又は同意書

【有効期間】

1年以内（更新ができます。）

【利用者負担額】

1割（受給者本人の収入や世帯の所得、疾病等の状況に応じて、毎月の自己負担上限額を設定しています。）

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

③ 育 成 医 療

障害のある児童に対し、障害の程度を軽くしたり取り除くなど、生活の能力を得るために必要な医療を指定医療機関で受けた場合に、医療費の自己負担額が一割になります。また、保護者の所得に応じて自己負担上限額があります。

【対象者】

肢体不自由、視覚、聴覚、音声言語機能障害並びに心臓疾患、腎臓疾患の障害及びその他の内臓障害を持つ児童

【申請手続等】

申請書等を障害福祉課へ提出

→ 障害福祉課：受給者証を本人へ交付

→ 本 人：医療機関等で受給者証を提示し、受診

3. 医 療（自立支援医療）

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書（障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。）
- (2) 自立支援医療（育成医療）意見書
- (3) 自立支援医療（育成医療）「世帯」調書
- (4) 健康保険証の写し（世帯全員のもの）
- (5) 個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード
- (6) 課税証明書など所得状況が分かるもの又は同意書

【有効期間】

原則3か月以内（※ただし、各障害ごとに定められた期間を限度とする。）

（有効期間を超えて引き続き医療を継続する必要がある場合には、更新ができます。）

【利用者負担額】

1割（保護者の収入や世帯の所得、疾病等の状況に応じて、毎月の自己負担上限額を設定しています。）

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

【 自立支援医療 注意事項 】

氏名、担当医療機関、所得区分、加入する医療保険または住所（市内転居）等に変更があった場合は、障害福祉課又は支所市民福祉課へ届出が必要になります。

○届出に必要なもの

- ①受給者証
- ②健康保険証

※詳細については、窓口へお問い合わせください。



(2) 重度心身障害者医療費助成制度

この制度は、障害がある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を、県と市町村で助成する制度です。

重度の心身障害者が医療機関等へ受診したときに、国民健康保険、高齢者の医療の確保に関する法律（後期高齢者医療制度）又は各社会保険等の保険診療でかかった医療費の一部負担金及び食事療養標準負担額（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの入院に係る負担額に限る。）を支給します。

なお、他の公費負担医療の給付や健康保険（国保、後期高齢、各社会保険等）から支給される高額療養（医療）費、附加給付金等がある場合には、その額を差し引いた金額を支給します。

【資格登録対象者】

本庄市に住所を有し、健康保険（国保、後期高齢、各社会保険等）に加入している方で、次のいずれかに該当する方。ただし、平成27年1月1日以降に65歳以上で新規に障害者手帳を取得した方等を除きます。

- (1) 身体障害者手帳1級～3級を所持している方
- (2) 療育手帳㊦、A、Bを所持している方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（後期高齢者医療制度）による障害認定を受けた方

【申請手続（資格登録）】

資格登録申請書等を障害福祉課又は支所市民福祉課へ提出

【申請手続（資格登録）に必要なもの】

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- (2) 健康保険証
- (3) 受給者名義の預金通帳
- (4) 所得証明書（一部転入者のみ）

【所得判定】

新規資格登録時に所得判定を行い、本人の所得が年間360万4千円を超える場合（ただし、扶養人数等により基準額は異なります。）には、一旦支給を停止します。

また、毎年9月に所得判定を行い、支給の可否を決定します。

【支給決定後の流れ】

- (1) 重度心身障害者医療費受給者証を本人へ交付
- (2) 受診時に医療機関等へ重度心身障害者医療費受給者証を提示してください。

3. 医 療（重度心身障害者医療費助成制度）

《 医療機関等で窓口負担無しの場合 》

令和4年10月1日から、埼玉県内の医療機関等での現物給付が始まりました。この制度は、重度心身障害者が医療費助成を受けているとき、窓口での一部負担金の現金支払いを不要とするものです。

ただし、以下の場合には適用されませんので、ご注意ください。

1. 埼玉県外の医療機関等へ受診した場合
2. 後期高齢者医療制度以外の健康保険証をお持ちの方で、1医療機関での受診で保険適用内医療費の一部負担金が1か月 21,000 円以上かかった場合。
3. 鍼灸・マッサージ等の利用の場合
4. 特定疾病（長期高額疾病）に該当する院外処方箋に伴う薬局での一部負担金がある場合

《 医療機関等で窓口負担有りの場合 》

医療機関等の窓口で一旦一部負担金を支払ったうえで、支給申請が必要です。医療機関の別（医科・歯科を併設する病院の場合は医科・歯科も区別）、入院・外来の別、受診月の別に領収書をまとめて、原則として15日までに障害福祉課又は支所市民福祉課へ支給申請書を提出してください。

・支給方法

原則として15日までに申請した場合には、翌月15日（15日が休日の場合はその前日）に指定された口座に振込みます。

なお、高額療養費等に該当する場合は、約5か月程度支払に期間を要します。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630



4. 相談窓口

(1) 本庄市役所障害福祉課

- ① 障害のある方のさまざまな相談に応じ、必要な援護や身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に関する相談や受付、日常生活又は社会生活を送るためのサービスなどの相談を行います。
- ② 虐待などの権利侵害の通報や相談、障害者やその家族等への差別に関する相談を行います。

◇障害福祉課：電話 25-1125 FAX 23-1963

《所在地》〒367-8501 本庄市本庄3-5-3(本庄市役所内)

◇支所市民福祉課：電話 71-5889 FAX 72-1630

《所在地》〒367-0298 本庄市児玉町八幡山368(児玉総合支所内)

(2) 児玉郡市障害者基幹相談支援センターYou&Iほみか

地域全体の相談支援体制を構築します。

【主な相談内容】

- ① 総合的・専門的な相談の実施
- ② 地域の相談機関への専門的な助言や人材育成の支援
- ③ 各種研修会や会議等の開催による地域の相談機関との連携強化・事例検証
- ④ 障害者の地域移行・地域定着を進める取組
- ⑤ 権利擁護・虐待の帽子に関すること

◇児玉郡市障害者基幹相談支援センター You & I ほみか

《連絡先》71-4040

《所在地》本庄市けや木 3-20-17

(3) 障害者相談支援事業所

障害者(児)及びその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。

この相談支援事業は本庄市、美里町、神川町、上里町が共同で社会福祉法人に委託して実施しています。

4. 相談窓口

【主な相談内容】

- 1 日常生活全般にわたる相談（ピアカウンセリングを含む。）
- 2 福祉に関する情報の提供
- 3 必要に応じ、施設やサービス事業所との連絡調整など

※ 相談は無料（交通費など個人に係る実費負担分は除く。）です。

【事業所名】

○障害者生活支援センター さわやか

《対 象》 1 身体障害者（児）とその家族

2 知的障害者（児）とその家族

《開所日・時間》 毎週月・水～金 午前9時～午後5時

毎週土・日・祝日 午前9時～正午

《休 日》 毎週火曜日、年末年始

《所 在 地》

〒367-0038 本庄市いまい台2-43（本庄市障害福祉センター内）

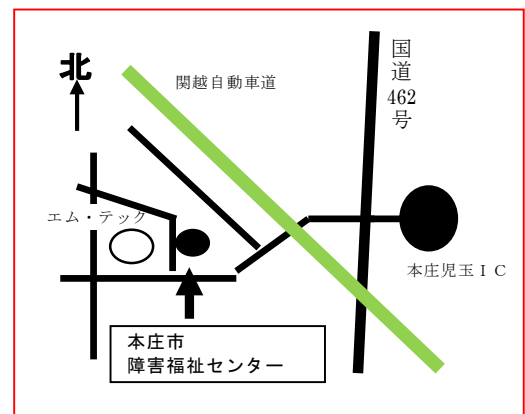
《連 絡 先》

・身体障害者（児）

電話 25-5620 FAX 25-5640

・知的障害者（児）

電話 25-5630 FAX 25-5665



○障害者生活支援センターみさと

《対 象》精神障害者（児）とその家族

《開所日・時間》

毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時

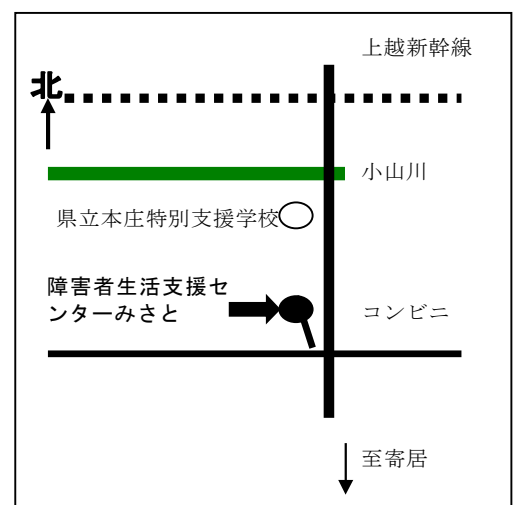
《休 日》 毎週土・日、祝日、年末年始

《所 在 地》

〒367-0101 美里町大字小茂田889-1

《連 絡 先》

電話 76-3646 FAX 76-4461



(4) 本庄市障害者相談員

身体障害者・知的障害者又はその家族からのいろいろな相談に応じ、関係機関との連絡をとりながら、必要な指導・助言を行います。

この相談員は民間の協力者で、それぞれ本庄市長から委嘱されています。

※ 相談を希望される場合は、窓口へお問い合わせください。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

(5) 本庄市発達教育支援センター「すきっぷ」

発達障害等をかかえる子どもたちを早期に把握し、保健・医療・福祉・教育などのサポート機関と連携を取りながら、本人・家族・関係機関への支援を行い、子どもたちが社会で自立していけるよう支援をします。

【本庄市発達教育支援センター「すきっぷ」】

電話 27-5550 FAX 22-0366

《所在地》〒367-0061 本庄市小島5-5-45

(6) 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員、主任児童委員の連絡先は、本庄市役所地域福祉課へお問い合わせください。

【地域福祉課】 電話25-1142 FAX23-1963

《所在地》〒367-8501 本庄市本庄3-5-3（本庄市役所内）

(7) 社会福祉協議会

高齢者、障害者などの要援護者の支援を行うと共に、各種福祉団体、ボランティア団体・企業等のサポートをしています。

【本庄市社会福祉協議会】 電話 24-2755 FAX 21-5516

《所在地》〒367-0052 本庄市銀座1-1-1 市民活動交流センター（はにぼんプラザ）内

4. 相談窓口

(8) 本庄保健所

心の健康相談や、ひきこもり、依存症、難病等に関する相談を行っています。

また、精神保健に関する普及啓発や相談の受付、精神障害者の社会復帰対策等の精神保健福祉サービスを市町村と連携して提供しています。

【埼玉県本庄保健所】 電話 22-6481 FAX 22-6484

《所在地》〒367-0047 本庄市前原1-8-12

(9) 児童相談所

18歳未満の児童の養育、発達に関する相談に応じ、児童の心理判定、児童福祉施設への入所などにより、それぞれの相談に必要な指導援助を行っています。

【最寄りの児童相談所】

埼玉県熊谷児童相談所 電話 048-521-4152 FAX 048-520-1036

《所在地》〒360-0014 熊谷市箱田5-12-1

(10) 埼玉県のその他機関

【埼玉県総合リハビリテーションセンター】

電話 048-781-2222(代) FAX 048-781-1552

《所在地》〒362-8567 上尾市西貝塚148-1

【埼玉県立精神保健福祉センター】

電話 048-723-1111(代) FAX 048-723-1550

《所在地》〒362-0806 北足立郡伊奈町小室818-2

【埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」】

電話 049-239-3553 FAX 049-233-0223

《所在地》〒350-0813 川越市大字平塚新田字東河原201-2

5. 福祉用具の支援

(1) 補装具費の支給制度（自立支援給付）

身体障害者（児）の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするために、次の補装具の購入、借受け又は修理にかかる費用を支給しています。

原則1割の自己負担となりますが、負担が重くならないよう、所得に応じた月額負担上限があります。（世帯に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外です。）

※ 支給にあたっては、事前の相談と申請が必要です。

【補装具の種類】

対 象	品 名
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、 歩行補助つえ、座位保持いす、頭部保持具、排便補助具、 起立保持具、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置

【自己負担額（原則1割）】

世帯階層区分	月額負担上限額
市町村民税課税世帯の方	37,200 円
市町村民税非課税世帯の方	0 円
生活保護世帯の方	0 円

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

見玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

◆医療保険や介護保険制度などにより補装具の給付等を受けられる場合は、それらの制度の利用が優先となります。

介護保険サービスを利用できる方は、居宅介護支援事業者のケアマネジャー、地域包括支援センター又は介護保険課へお問い合わせください。

【問い合わせ】

本 庁：介護保険課 電話 25-1719 FAX 23-1963

(2) 日常生活用具の給付・貸与（地域生活支援事業）

在宅の障害者（児）に対し、日常生活を容易にするため、障害者用の日常生活用具の給付又は貸与を行っています。

原則1割の自己負担となりますが、負担が重くならないよう、所得に応じた月額負担上限があります（上限額については、補装具費の支給制度と同様）。また、世帯に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外となります。

※ 支給にあたっては、事前の相談と申請が必要です。

※ 用具の種類は、このガイドの後ろに綴じてある「別表3 日常生活用具一覧表」（105頁をご覧ください）。

※ 介護保険制度により給付や貸与等を受けられる場合は、介護保険制度の利用が優先となります。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた児童に対して、日常生活を容易にするため、障害者用の日常生活用具の給付を行っています。

対象児の保護者の所得等に応じて、一部自己負担があります。

※ 事前の相談と申請が必要です。

※ 用具の種類は、このガイドの後ろに綴じてある「別表4 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具一覧表」（113頁）をご覧ください。

※ 他の制度が利用できる場合は、そちらの利用が優先となります。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630



(4) 難聴児補聴器購入費の補助

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の18歳未満の難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を補助し、難聴児の健全な発達を支援します。

※ 事前の相談と申請が必要です。

※ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断した者に限ります。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

(5) 車いすの貸出

一時的に車いすを必要とされる方に、車いすを貸出します。

【窓 口】

本庄市社会福祉協議会 電話 24-2755 FAX 21-5516

《所在地》〒367-0052 本庄市銀座1-1-1

市民活動交流センター（はにぼんプラザ）内

本庄市社会福祉協議会児玉支所 電話 73-1237 FAX 72-7555

《所在地》〒367-0217 本庄市児玉町八幡山368

アスパアこだま内



6. 暮らしの支援

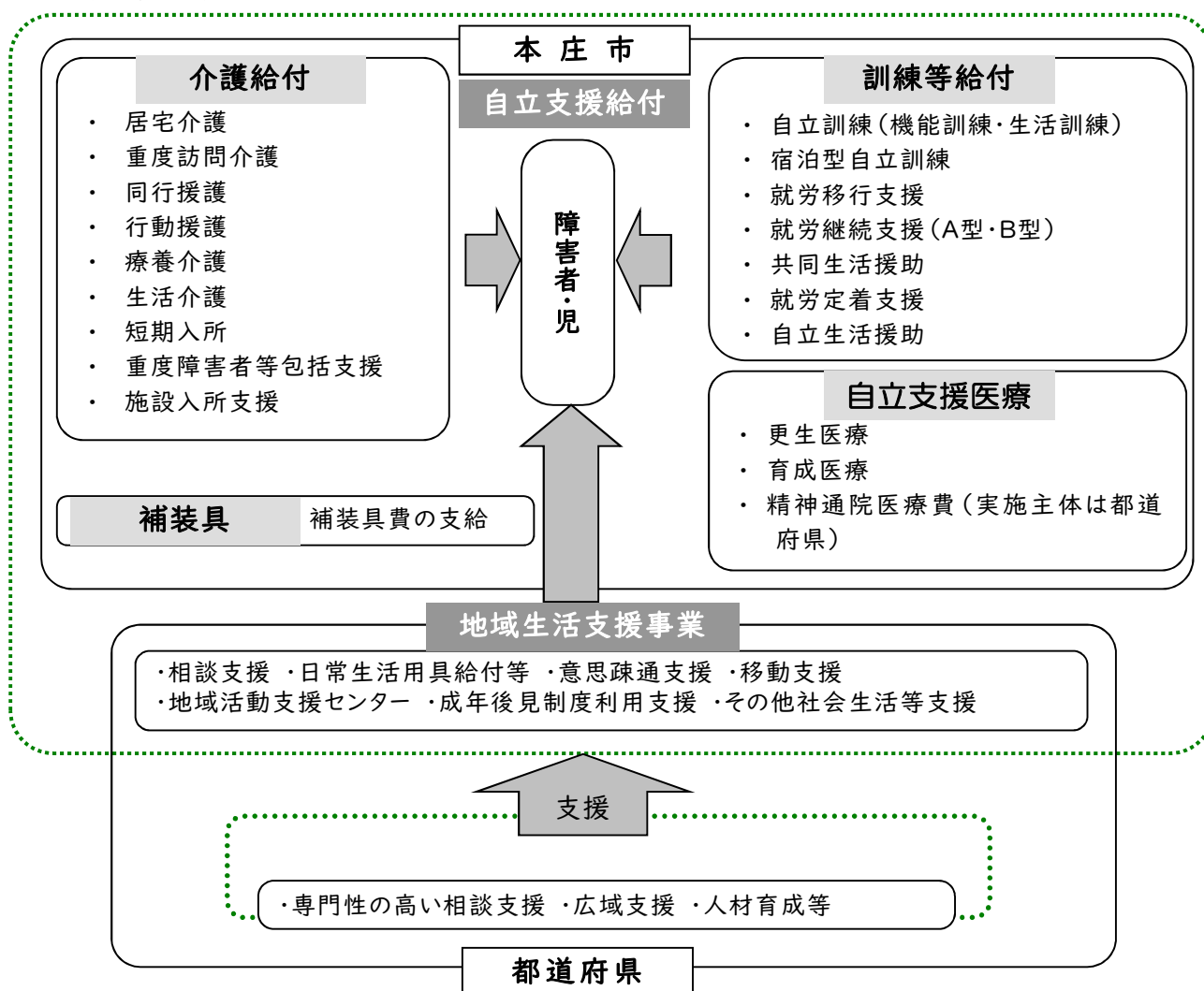
(1) 障害者総合支援法によるサービス

① 自立支援システム全体

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障害のある方がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害のある方の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成25年4月から施行されました。

■ 自立支援システム全体像

障害者総合支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



② サービスの対象者

- ◎身体障害者 ①身体障害者手帳を持っている方
 - ◎知的障害者 ①療育手帳を持っている方
 - ②知的障害者更生相談所又は児童相談所に知的障害と判定された方
 - ◎精神障害者 ①精神障害者保健福祉手帳を持っている方
 - ②精神障害のために障害年金を受給されている方
 - ③精神障害のために特別障害給付金を受給されている方
 - ④自立支援医療（精神通院医療）を受給されている方
 - ⑤医師に精神障害と診断された方（診断書が必要です。）
 - ◎難病患者等 ①対象疾患「別表5 障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）」に該当する方
 - （医師の診断書や特定疾病の医療受給者証等が必要です。）
 - ◎障 害 児 ①身体に障害のある18歳未満の方
 - ②知的障害又は精神に障害のある18歳未満の方
- ※ 介護保険制度によるサービスが受けられる場合は、原則として対象外になります。

③ 障害福祉サービス等の内容

1. 介護給付（自立支援給付）

自宅や施設で介護の支援を受けるサービスです。

利用できるサービスは、障害支援区分（介護給付による支援の必要度を表す6段階の区分：区分6が一番必要度が高い）や一定の要件によって決まります。

種 類	名 称	障害支援区分と対象者	内 容
在宅で利用するサービス	居宅介護（身体介護・家事援助）	区分1（児童は同相当）以上	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や、家事の援助等を行います。
	重度訪問介護	区分4以上で要件あり	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や、外出時における移動支援等を総合的に行います。（原則として、居宅介護との併給はできません。）

6. 暮らしの支援（障害者総合支援法によるサービス）

種 類	名 称	障害支援区分と対象者			内 容
外出時に利用するサービス	同行援護	要件あり ※障害支援区分の認定は必要としません。			視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者等に同行し、移動の援護その他必要な援助を行います。
	行動援護	区分3（児童は同相当）以上で要件あり			外出する際、危険を回避するために必要な支援等を行います。
	居宅介護 (通院等介助)	区分1（児童は同相当）以上 ※身体介護を伴う場合は区分2（児童は同相当）以上で要件あり			病院等への通院および受診等の手続き等の介助、公的手続きのための官公署への訪問や相談支援事業者への相談・サービス事業者への見学の際の介助を行います。
	居宅介護 (通院等乗降介助)	区分1（児童は同相当）以上			通院等のための乗車または降車時の介助を行います。
通所して利用するサービス	生活介護	入所併用	50 歳以上	区 分 3	日中の入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
			50 歳未満	区 分 4	
		通所のみ	50 歳以上	区 分 2	
			50 歳未満	区 分 3	
住まいの場として利用するサービス	短期入所 (ショートステイ)	区分1（児童は同相当）以上			自宅の介護者が病気の場合などに、入所施設において短期間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	要件により区分5以上又は区分6			医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援等を行います。
	施設入所支援	生活介護利用者のうち区分4（50歳以上は区分3）以上			夜間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練又は就労移行支援を受け、一定の要件を満たす人					

6. 暮らしの支援（障害者総合支援法によるサービス）

在宅、通所、住まいの場合	重度障害者等 包括支援	区分6（児童は同相当）かつ要件あり	居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。 （他の障害福祉サービスとの併給はできません。）
--------------	----------------	-------------------	--

2. 訓練等給付（自立支援給付）

リハビリテーションや一般就労に向けた訓練を行うサービスです。原則として障害支援区分の認定は必要ありません。ただし、自立訓練、就労移行支援、宿泊型自立訓練、就労定着支援、自立生活援助は利用期間が限定されています。

種 類	名 称		対 象 者	内 容
通所して 利用する サービス	自 立 訓 練	機能訓練	入所施設・病院を退 所・退院、特別支援 学校を卒業した身体 障害者	<u>一定期間の支援計画に基づいて</u> 、身体機能 の向上のための訓練を行います。
		生活訓練	入所施設・病院を退 所・退院、特別支援 学校を卒業した知的 障害者・精神障害者	<u>一定期間の支援計画に基づいて</u> 、生活能力 向上のための訓練を行います。
	就労移行支援		一般企業等への就 労を希望する65歳 未満の障害者	<u>一定期間の支援計画に基づいて</u> 、就労に必 要な知識及び能力の向上のための訓練を行 います。
	就労継続支援 （A型）		一般企業等での就 労が困難な利用開 始時に65歳未満の 障害者	<u>雇用契約に基づき</u> 、働く場を提供するととも に、知識及び能力の向上のための訓練を行 います。
	就労継続支援 （B型）		一般企業等での就 労が困難な障害者	働く場を提供するとともに、知識及び能力の 向上のための訓練を行います。
住まいの 場として 利用する サービス	共同生活援助 （グループホー ム）		区分を問わず障害者	夜間や休日に共同生活を行う住居において、 日常生活上の援助や相談を行います。 <u>（原則として、居宅介護との併給はできませ ん。）</u>
	宿泊型自立訓練		入所施設・病院を退 所・退院、特別支援 学校を卒業した知的 障害者・精神障害者	居室その他の設備を利用して、家事等の日常 生活能力を向上させるための支援、生活等 に関する相談及び助言その他の必要な支援 を行います。
その他	就労定着支援		要件あり	障害福祉サービスを利用して、雇用された方 の就労の継続を図るために、連絡調整、相 談、指導及び助言等の必要な支援を行いま

6. 暮らしの支援（障害者総合支援法によるサービス）

			す。
	自立生活援助	要件あり	定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

3. 地域相談支援給付

地域生活への移行に向けた支援です。サービス利用料はすべて公費にて負担します。

地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う。

4. 計画相談支援給付

介護給付、訓練等給付、地域相談支援利用者のサービス等利用計画を作成するサービス利用支援、サービス等利用計画やサービス利用状況が適当か検証するモニタリング等を行う継続サービス利用支援を行います。

④ サービス利用の流れ

1. 相談・申請

受けたいサービスの種類や量、どのようにして使うのかなどについて、まずは障害福祉課又は支所市民福祉課にご相談のうえで申請ください。

2. サービス等利用計画案の作成依頼

作成をお願いしたい障害者相談支援事業所にサービス等利用計画案を作成してもらいます。また、自分で計画（セルフプラン）を作成することも可能です。

3. 面接調査

- ・申請が行われると、障害福祉課職員が、障害者総合支援法に基づく80項目（障害児の場合5領域11項目）の調査に沿って、利用者の身体状況や他サービスの利用状況などにつき利用者本人にお会いしてお話を伺います。
- ・家事援助や身体介護、重度訪問介護等を希望する場合または来庁が困難な方については、ご自宅に訪問させていただきます。

4. 障害支援区分の一次判定・二次判定・障害支援区分の認定

6. 暮らしの支援（障害者総合支援法によるサービス）

①一次判定

面接調査の結果をもとに、法で定められた全国均一の基準による判定を行ないます。

②二次判定

一次判定を受け、医師の意見書、本人の詳細な状況や一次判定でくみとれない内容について審査会で審査、判定が行なわれ、どのくらいサービスが必要な状態なのか（障害支援区分）が決められます。

※1 審査会は、医師及び障害保健福祉をよく知る委員で構成されます。

※2 障害支援区分の認定を行った場合、申請者に対し、障害支援区分の通知が行われます。

※3 訓練等給付、地域相談支援給付を希望される方、障害児の方の場合は、障害支援区分の判定は行われません。

5. 勘案事項調査・サービス利用意向の聴取・支給決定

サービス等利用計画案の内容、障害支援区分や利用者の生活・居住・就労の状況、要望などをもとにサービスの種類、支給量、支給期間、利用者負担額上限月額等を決定し、「**受給者証**」が交付されます。

※ 受給者証に記載されていないサービスは使えません。

6. サービスの利用

・利用者は、利用したい事業所・施設に受給者証を提示して契約を結びます。

・契約は、支給決定量の範囲内で行うこととなり、契約終了後、利用者は契約書や重要事項説明書等に定められた内容に基づいて、サービスを受けることができます。

7. 利用者負担額の支払

利用者は、サービスに係る利用料の原則1割を、決定された利用者負担上限月額まで、事業所・施設に直接支払います。

8. 介護給付費等(居宅サービス利用者)、訓練等給付費(施設サービス利用者)の支給

利用者負担額を控除した介護給付費等、訓練等給付費は、利用者に代わって本庄市が事業所・施設に直接支払います(代理受領)。

⑤ 利用者負担

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

1. 利用者負担に関する配慮措置

①利用者負担の負担上限月額設定（所得段階別）

②医療型個別減免（医療、食事療養費と合わせ、上限額を設定）

③高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）

6. 暮らしの支援（障害者総合支援法によるサービス）

- ④補足給付（食費・光熱水費負担を減免）
- ⑤食費の人件費支給による軽減措置
- ⑥補足給付（家賃を補助）
- ⑦生活保護への移行防止（負担上限額を下げる。）

（1）入所施設利用者

・定率負担

- ①利用者負担の負担上限月額設定（所得段階別）
- ③高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）
- ⑦生活保護への移行防止（負担上限額を下げる。）

・食費・光熱水費

- ④補足給付（食費・光熱水費負担を減免）

（2）グループホーム利用者

・定率負担

- ①利用者負担の負担上限月額設定（所得段階別）
- ③高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）
- ⑦生活保護への移行防止（負担上限額を下げる。）

・食費・光熱水費等

- ⑥補足給付（家賃を補助）

食費については実費で負担。通所施設（事業）を利用した場合には⑤の軽減措置が受けられます。

（3）通所施設（事業）利用者

・定率負担

- ①利用者負担の負担上限月額設定（所得段階別）
- ③高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）
＊就労継続支援A型（雇用型）事業を利用の場合、事業主の負担による減免措置
- ⑦生活保護への移行防止（負担上限額を下げる。）

・食費・光熱水費

- ⑤食費の人件費支給による軽減措置

（4）ホームヘルプ利用者

・定率負担

- ①利用者負担の負担上限月額設定（所得段階別）
- ③高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）
- ⑦生活保護への移行防止（負担上限額を下げる。）

（5）療養介護利用者

・定率負担

- ①利用者負担の負担上限月額設定（所得段階別）

6. 暮らしの支援（障害者総合支援法によるサービス）

②医療型個別減免（医療、食事療養費と合わせ、上限額を設定）

⑦生活保護への移行防止（負担上限額を下げる。）

2. 利用者負担のしくみ

①月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の5区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

I 介護給付費及び訓練等給付費に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分		負担上限月額
①生活保護		0円
低所得	②低所得1	0円
	③低所得2	
④一般1	居宅で生活する障害児	4,600円
	居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者	9,300円
⑤一般2		37,200円

II 療養介護医療に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分	負担上限月額
①生活保護	0円
②低所得1	15,000円
③低所得2	24,600円
⑤一般（一般1・2）	40,200円

負担上限月額を定める際の所得区分の設定について

①生活保護：生活保護受給世帯（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯についても同様の取扱い）

②低所得1：市町村民税世帯非課税者であって障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下であるもの

③低所得2：市町村民税世帯非課税者のうち、②に該当しないもの

④一般1：市町村民税課税世帯に属する者のうち、市町村民税所得割額が16万円（障害児及び20歳未満の施設入所者にあっては28万円）未満のもの

⑤一般2：市町村民税課税世帯に属する者のうち、④に該当しないもの

○所得を判断する際の世帯の範囲は次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する20歳未満の者を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する20歳未満の者を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

6. 暮らしの支援（障害者総合支援法によるサービス）

② 療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります

療養介護を利用する方は、従前の福祉部分定率負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

低所得の方は、少なくとも 25,000 円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

③ 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合や、補装具の給付や修理をした場合、それぞれの自己負担額も含む。）の合算額が基準額（37,200 円）を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払いの方法によります）。

障害児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、利用するサービスのうち最も高い利用者負担額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます（償還払いの方法によります）。

※ 世帯に障害児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

④ ⑤ 食費等実費負担についても、減免措置が講じられます

（入所者の場合）

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、55,500 円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を 55,500 円として設定し、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に 25,000 円が残るように補足給付が行われます。

（通所施設の場合）

通所施設では、低所得、一般Ⅰ（グループホーム利用者（所得割 16 万円未満）を含む）の場合、食材料費のみの負担となります。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

⑥ グループホーム利用に係る家賃の実費負担を軽減します。

利用者負担の区分が、生活保護、低所得に該当する方に対して、月 1 万円（家賃の額が 1 万円を下回る場合は、当該家賃の額）が支給されます。

⑦ 生活保護への移行防止策が講じられます

こうした負担軽減策を講じて、定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

⑥ 受 給 者 証

介護給付、訓練等給付の支給決定者には「障害福祉サービス受給者証」が、地域相談支援の支給決定者には「地域相談支援受給者証」が交付されます。また療養介護の受給者には、障害福祉サービス受給者証と合わせて「療養介護医療受給者証」が交付されます。

受給者証にはサービスを利用するための大切な情報が記載されていますので、記載内容を必ず確認してください。

★ご注意ください。

○次の場合は、障害福祉課又は支所市民福祉課に届出をしてください。

- ・氏名が変わったとき
- ・市内で転居したとき

○次の場合は、受給者証の資格がなくなりますので障害福祉課又は支所市民福祉課に返還してください。

- ・サービスを利用する必要がなくなったとき
- ・市外に転出するとき

○ 転出先の市町村で、障害支援区分認定のための調査等を新たに受ける必要はありません。

本庄市で認定を受けた障害支援区分および有効期間が引き続き有効となりますので、転出する際は本庄市から「障害支援区分認定証明書」の交付を受け、転入先の市町村に、当該証明書を添えて申請を行ってください。



（２）児童福祉法によるサービス

① サービスの内容

1. 障害児通所給付（障害児通所支援）

児童発達支援	未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、発達支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への支援を行います。

2. 障害児相談支援給付

障害児通所給付利用者の障害児支援利用計画を作成します。なお、障害児通所給付と障害者総合支援法における障害福祉サービスの両方を利用する場合は、障害児相談支援給付と計画相談支援の両方の対象になります。

3. 障害児入所支援

障害児入所支援は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を行います。障害児入所支援の利用を希望する場合、保護者の方は、実施主体である埼玉県に支給申請を行います。

② サービス利用の流れ

1. 相談

受けたいサービスの種類や利用予定の事業所、どのようにして使うのかなどについて、まずは障害福祉課又は支所市民福祉課にご相談ください。そのうえで、申請してください。

2. サービス等利用計画案の作成依頼

作成をお願いしたい障害児相談支援事業所にサービス等利用計画案を作成してもらいます。また、自分で計画（セルフプラン）を作成することも可能です。

3. 申請・聞き取り

支給申請と同時に、市役所職員がサービス利用意向の聴取や障害児の調査項目に沿って、

利用者や家庭状況、他サービスの利用状況などについてお話を伺います。

4. 支給決定

障害児支援利用計画案の内容、利用者の生活・居住の状況、保護者の要望などをもとにサービスの種類、支給量、支給期間、利用者負担額等を決定し、「通所受給者証」が交付されます。

※通所受給者証に記載されていないサービスは使えません。

5. サービスの利用・利用者負担額の支払・障害児通所給付費の支給

支給決定後のサービス利用の手続きや自己負担の支払い等は、障害者総合支援法のサービス利用の流れと同様です。

③ 利用者負担

障害児通所給付での利用者負担は、サービス量と所得に応じた負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

負担上限月額は障害者総合支援法の利用者負担と同様の規定で設定されます。

利用者負担に関する配慮措置

■多子軽減措置制度

障害児通所支援を利用している児童と同一世帯に属する2人以上の乳幼児が幼稚園・保育園などに通っている場合、障害児通所支援の利用者負担率が軽減されることがあります。

1. 対象者

① 世帯の市民税所得割合算額が77,101円以上

就学前の障害児通所支援利用児童のうち、兄または姉が保育所等に通園している第2子以降の者。

② 世帯の市民税所得割合算額が77,101円未満

就学前の児童通所支援利用児童と生計を一にする兄弟がいる者。

2. 対象となる障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

6. 暮らしの支援（児童福祉法によるサービス）

3. 軽減後の利用者負担額

① 世帯の市民税所得割合算額が77,101円以上

	多子軽減措置の要件	児童通所支援の利用者負担額
第1子	障害児通所支援を利用している場合	軽減措置なし
第2子	第1子が幼稚園等に通っている、又は障害児通所支援を利用している場合に、第2子が障害児通所支援を利用する場合	利用者負担額は総費用額の100分の5に軽減
第3子以降	第1子及び第2子が幼稚園等に通っている、又は障害児通所支援を利用している場合に、第3子が障害児通所支援を利用する場合	利用者負担額は0円に軽減

②世帯の市民税所得割合算額が77,101円未満

	多子軽減措置の要件	児童通所支援の利用者負担額
第1子	障害児通所支援を利用している場合	軽減措置なし
第2子	第1子と生計を一にしている第2子が、障害児通所支援を利用している場合	利用者負担額は総費用額の100分の5に軽減
第3子以降	第1子、第2子と生計を一にしている第3子が、障害児通所支援を利用している場合	利用者負担額は0円に軽減

④ 受 給 者 証

受給者証には、サービスを利用するための大切な情報が記載されていますので、記載内容を必ず確認してください。

〈注意〉

○次の場合は、障害福祉課又は支所市民福祉課に届出をしてください。

- ・氏名が変わったとき ・市内で転居したとき
- ・保護者が変わったとき

○次の場合は、受給者証の資格がなくなりますので、障害福祉課又は支所市民福祉課に返還してください。

- ・サービスを利用する必要がなくなったとき
- ・市外に転出するとき

(3) 児童発達支援等自己負担金の補助

○本庄市多子世帯児童発達支援等利用負担額補助金

多子世帯における経済的な負担を軽減するため、児童発達支援等を利用する第3子以降の障害児の利用者負担額を補助します。

【申請の方法】

申請書に、利用者負担額の支払いを証明する書類を添付して申請してください。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630



6. 暮らしの支援（移動支援・一時預かり等のサービス）

(4) 移動支援、一時預かり等のサービス

①障害者（児）移動支援事業（地域生活支援事業）

屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行うことにより自立生活及び社会参加への支援を行います。

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳を持っている方で、屋外で活動するのに著しい困難を伴う視覚障害児者、全身性障害児者等
- (2) 療育手帳を持っている方
- (3) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害と判定された方
- (4) 医師により発達に障害があると診断された方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳を持っている方又はこれに準ずる方
- (6) 難病患者等

【申請に必要なもの】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等

【利用者負担】

費用額の原則一割。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

【移動支援登録事業所（児玉郡市内）】

No.	事業所名	所在地	電話	FAX
1	在宅介護本庄	本 庄 市 早 稲 田 の 杜 4-16-12	0495-25-7 374	0495-23-3 511
2	けあビジョン本庄	本庄市駅南 2-10-4 山岡ビル 101	0495-27-2 800	0495-27-2 801
3	児玉訪問介護ステーション	本 庄 市 児 玉 町 金 屋 1302-1	0495-72-5 515	0495-72-5 777
4	生協ヘルパーステーションこだま	児玉郡上里町七本木 3556-4-102	0495-35-3 271	0495-35-3 275
5	ヘルパーステーション「けいあい」	児玉郡美里町小茂田 749	0495-75-2 080	0495-75-2 082

6. 暮らしの支援（移動支援・一時預かり等のサービス）

No.	事業所名	所在地	電話	FAX
6	ほーぷ	本庄市小島南3-1-16 プレジール本庄1F	0495-25-7 222	0495-25-7 555

②障害者（児）日中一時支援事業（地域生活支援事業）

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ること目的に行います。

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳を持っている方
- (2) 療育手帳を持っている方
- (3) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害と判定された方
- (4) 医師により発達に障害があると診断された方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- (6) 難病患者等

【申請に必要なもの】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 等

【利用者負担】

費用額の原則一割

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

【日中一時支援登録事業所（児玉郡市内）】

No.	事業所名	所在地	電話	FAX
1	ひまわり自立支援センター	本庄市今井1037-1	0495-25-6 600	0495-25-6 601
2	グリーンヒル美里	児玉郡美里町関 2085-1	0495-75-1 200	0495-76-4 411
3	みさと	児玉郡美里町小茂田 747-1	0495-76-0 055	0495-76-3 733
4	みさとの森	児玉郡美里町白石 1848	0495-76-1 152	0495-76-3 744

6. 暮らしの支援（移動支援・一時預かり等のサービス）

No.	事業所名	所在地	電話	FAX
5	デイケアセンターぬくもり	児玉郡神川町大字元阿保 848-1	0495-74-1111	0495-74-1000
6	ほーぷ	本庄市小島南 3-1-16 プレジール本庄 1F	0495-25-7222	0495-25-7555

③障害児（者）生活サポート事業

障害のある方と障害のある児童を対象に、外出援助、生活サポートセンターでの一時預かり、出張介護等のサービスを提供して在宅生活を支援します。利用には、障害福祉課又は支所市民福祉課での利用登録が必要です。利用時間の上限は1年度につき150時間で、登録手続きした月により利用時間の月割調整があります。

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳を持っている方
- (2) 療育手帳を持っている方
- (3) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害と判定された方
- (4) 医師により発達に障害があると診断された方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- (6) 難病患者等

【申請に必要なもの】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 等

【利用者負担】

利用には、1時間当たり950円の自己負担金が必要です。ただし、児童が利用する場合は、保護者の所得に応じて自己負担金の軽減制度があります。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-163

【生活サポート登録事業所（児玉郡市内）】

No.	事業所名	所在地	電話	FAX
1	ケアサポートミント	本庄市見福2-19-22	0495-22-1313	

(5) 在宅支援

①身体障害者訪問入浴サービス事業(地域生活支援事業)

重度の身体障害のある方が、自宅又はデイサービスセンターでの入浴が困難な場合、自宅に訪問入浴サービス事業者を派遣して、入浴サービスを提供します。

※ 事前の相談と申請が必要です。

【対象者】

この身体障害者訪問入浴サービス事業を利用しなければ入浴が困難な在宅の重度身体障害者。

ただし、介護保険制度による訪問入浴介護等を利用できる方は、原則として対象となりません。

詳しくは窓口へお問い合わせください。

【申請に必要なもの】

(1) 申請書(障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。)

(2) 身体障害者手帳

(3) 身体障害者訪問入浴サービス診断書(用紙は障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。)

(4) 課税証明書(一部転入者)

【有効期間】

1年以内(利用を決定した日から直近の7月31日まで)

※毎年7月に再認定及び利用者負担額の見直しを行います。

【利用者負担】

入浴介護等に要する費用の一部が自己負担となります。利用者及び扶養義務者の前年所得税額等により、自己負担の金額が決定します。なお、災害や失業等で生活基盤に著しい被害を受けたときは軽減される場合がありますのでご相談下さい。

【窓 口】

本 庁:障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所:支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630



6. 暮らしの支援（在宅支援）

② 福 祉 電 話

一人暮らしの高齢者及び外出困難な在宅の障害者に電話を貸与することにより、コミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保をはかります。

※ 事前の相談と申請が必要です。

【対象者】

- (1) 電話（携帯電話を含む。）を保有しない世帯であること
- (2) 低所得世帯であること
- (3) 外出困難な2級以上の身体障害者手帳を持っている方

【費 用】

福祉電話の貸与は無償ですが、貸与した福祉電話の使用に要する通話料は、借用者の負担となります。

なお、貸与した福祉電話の使用に係る基本料は、市が負担します。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 72-1333 FAX 72-1630

③ 車 い す 仕 様 車 の 貸 出

車いすのまま乗降できる「車いす仕様車」を貸し出します。

【対象者】

- ・車いすを使用している方
- ・歩行が著しく困難な方
- ・その他、本庄市社会福祉協議会会長が必要と認めたとき

【運転者】

運転者は利用者が確保してください。

【利用料】

無料。ただし、燃料費、有料道路通行料金、駐車料金等は利用者負担となります。

「赤い羽根号（電動リフト付き）」（車種：日産 セレナ）

燃料費…走行距離1～10km 250円（以後10kmごとに250円追加）

「スマイル号（スローパー付き）」（車種：ダイハツ タント）

燃料費…走行距離1～10km 200円（以後10kmごとに200円追加）

◎詳しくは、下記窓口までお問い合わせください。

【窓 口】

本庄市社会福祉協議会 電話 24-2755 FAX 21-5516

《所在地》〒367-0052 本庄市銀座1-1-1 市民活動交流センター（はにぼんプラザ）内

④生活福祉資金等の貸付(埼玉県福祉資金)

障害のある方の生活や社会参加を支援するため、次のような貸付制度があります。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が属する世帯

【福祉資金(福祉費)の種類】

- (1) 生業を営むのに必要な資金
- (2) 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
- (3) 住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費
- (4) 福祉用具等の購入に必要な経費
- (5) 障害者用自動車の購入に必要な経費
- (6) 障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
- (7) 冠婚葬祭、住居移転、その他日常生活上一時的に必要な経費など

【窓 口】

本庄市社会福祉協議会 電話 24-2755 FAX 21-5516

《所在地》〒367-0052 本庄市銀座1-1-1 市民活動交流センター(はにぼんプラザ)内



(6) 意思疎通支援

聴覚障害又は音声・言語機能障害のある方の日常生活及び社会生活におけるコミュニケーション手段を確保し、情報保障や社会参加を促進するために行います。

① 手話通訳者の派遣（地域生活支援事業）

聴覚障害又は音声・言語機能障害のある方のコミュニケーション手段を確保して、様々な日常生活を支援し、社会参加を促進するため手話通訳者を派遣します。この事業は本庄市、美里町、神川町及び上里町が共同で本庄市社会福祉協議会に委託し実施しています。

手話通訳者の派遣は原則として無料ですが、派遣の内容により交通費等の実費負担が必要な場合があります。

【対象者】

聴覚障害又は音声・言語機能障害のある方

【窓 口】

本庄市社会福祉協議会(手話通訳者派遣担当) FAX 22-7309 TEL 22-7275

《所在地》〒367-0052 本庄市銀座1-1-1

市民活動交流センター（はにぼんプラザ）内

☆派遣依頼は直接ご連絡をお願いします。

② 要約筆記者の派遣（地域生活支援事業）

聴覚障害又は音声・言語機能障害のある方で手話のわからない方を対象に、要約筆記を行う通訳者（要約筆記者）を派遣します。この事業は、本市が社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会に委託し実施しています。

要約筆記者の派遣は、原則として無料です。

【申込先】

埼玉聴覚障害者情報センター

FAX 048-814-3354 TEL 048-814-3353

《所在地》〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

（埼玉県浦和地方庁舎別館2階）

②手話奉仕員養成講座の開催（地域生活支援事業）

聴覚障害のある方の生活や関連する福祉制度についての理解を深めるとともに、日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得するために、手話奉仕員養成講座（入門課程・基礎課程）を開催します。

この事業は本庄市、美里町、神川町及び上里町が共同で本庄市社会福祉協議会に委託して実施しています。

開催時には、本市の広報ほんじょう又はおしらせ版で広報をします。

【対象者】

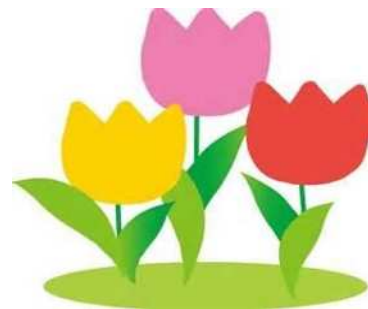
市内在住・在勤（学）の方

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

本庄市社会福祉協議会 電話 22-7275 FAX 22-7309



(7) 社会参加支援

①福祉タクシー利用券の交付（地域生活支援事業）

在宅の重度心身障害者を対象に、タクシー利用料金（基本料金）の助成として福祉タクシー券を交付しています。埼玉県又は本市と協定を結んだ事業所で利用できます。

【対象者】

本市に住所を有する在宅の方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方
- (2) ○A又はAの療育手帳を持っている方

※ 上記(1)又は(2)の方のうち、「本庄市在宅重度心身障害者自動車等燃料費助成要綱」に規定する燃料費の助成を受けていない方（選択制）。

【利用券】

一年度最大28枚を交付。以後、申請月が遅れるごとに交付枚数が減ります。

※ 有効期間は一年度（4月～3月）限りです。

【申請手続に必要なもの】

- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳
- (2) （代理人が来る場合は、）代理人の身分証明書

【留意事項】

- (1) 福祉タクシー利用券は、1回の乗車につき1枚（乗車料金が初乗り運賃相当額の2倍以上の場合は2枚まで）利用できます。
- (2) 利用しようとするときは、運転者に対して身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。
- (3) 福祉タクシー利用券の再交付はできませんので、紛失をしないように大切に保管し使用してください。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

②自動車等燃料費の助成（地域生活支援事業）

在宅の重度心身障害者が移動に要する自動車又はバイクの運行に伴う燃料費用（ガソリン代又は軽油代）の一部を助成します。

【対象者】

本市に住所を有する在宅の方で、道路交通法の規定に基づく運転免許及び自動車又はバイクの所有者で、自ら当該自動車又はバイクを運転する方で、かつ、次のいずれかに該当する方が対象となります

- ① 1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方
- ② 上記①のうち視覚障害者と同居し、生計を一にする親族で、主に移動支援を行っている方
- ③ ○A 又はAの療育手帳を持っている方
- ④ 上記③の方と同居し、生計を一にする親族で、主に移動支援を行っている方
- ⑤ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方

※ 上記①～⑤の方のうち、「本庄市重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱」に規定する利用券の助成を受けていない方(選択制)。

【助成内容】

使用した燃料1リットルにつき50円。ただし、1か月あたり自動車 20 リットル、バイク5リットルが限度となります。

なお、自動車とバイクの重複助成はしません。

【申請手続に必要なもの】

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- (2) 自動車検査証(バイク125CC以下は市が発行する「標識交付証明書」)
- (3) 運転免許証(対象者②、④の方以外は障害者ご本人のもの)
- (4) 本人名義の預金通帳

【窓 口】

本 庁:障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所:支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

③身体障害者自動車改造費の補助(地域生活支援事業)

身体障害者の方が就労等に伴い自動車を取得し、これを自ら運転することができるよう改造する場合に、その費用の一部を補助します。

なお、補助を受けようとするときは、改造する前に申請が必要となります。

【対象者】

本市に住所を有する方で、次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方
- (2) 就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある方
- (3) 自動車の一部を改造することにより収入が向上し、又は就労の機会が拡大する等、その更生が見込まれる方
- (4) 一定の所得金額以下の方

【助成内容】

- ① 対象となる経費

自動車の操行装置や駆動装置等の一部を改造するのに要する経費

6. 暮らしの支援（社会参加支援）

② 補助額

対象経費の額。ただし、10万円を限度。



【申請手続に必要なもの】

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 自動車改造実施計画書（窓口に指定様式があります。）
- (3) 改造経費の見積書
- (4) 本人名義の預金通帳

※ その他改造内容によって必要なものが生じる場合があります。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

④身体障害者自動車運転免許取得費の補助（地域生活支援事業）

道路交通法に規定する第1種普通自動車運転免許を取得しようとする身体障害者の方に、取得費用の一部を補助します。

【対象者】

本市に住所を有する方で、次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 身体障害者手帳を持っている方
- (2) 免許の取得により収入が向上し、又は就業もしくは就職に著しく有利となるなど、更生が見込まれる方
- (3) 道路交通法に規定する免許の受験資格を有する方

【助成内容】

(1) 対象となる経費

都道府県公安委員会が指定する指定自動車教習所における免許取得経費

・入学金 ・講習料 ・教習コース使用料 ・技能検定料 ・学科試験受験料

(2) 補助額

対象経費の3分の2を補助します。ただし、12万円を限度。

【申請手続に必要なもの】

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 指定自動車教習所における免許取得経費がわかるもの
- (3) 本人名義の預金通帳

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

⑤身体障害者自動車運転免許の無料教習

身体障害者の方が自動車運転免許を取得する場合、厚生労働省から委託された「身体障害者運転能力開発訓練センター」で、所定の教習料金が無料で運転教習を受けられる制度です。(検定料などは自己負担となります。)

【対象者】

就職をするために自動車運転免許を取得したい18歳以上の身体障害者手帳所持者で、次の

①・②・③のすべてに該当する方。

- ① 公共職業安定所に求職登録してある方
- ② 運転免許試験場(県運転免許センター)の適性検査に合格した方
- ③ 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

【期 間】

3か月間(入所日は4月、7月、10月、1月の各月初め、申し込み締め切りは前月15日まで)。宿泊施設もあります。

【定 員】

每期15人(年間60人)

【窓 口】

身体障害者運転能力開発訓練センター(通称「東園」(あずまえん)月曜定休)

電話 048-481-2711 FAX 048-481-6578

《所在地》 〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46

⑥運転適性相談

心身の障害のある方で、これから運転免許を取得したい方、あるいは運転免許を取得した後に心身に障害が生じた方の適性相談を行っています。

【窓 口】

埼玉県警察本部運転免許センター 1階 運転免許試験課適性相談室

電 話 ①#8080

②048-543-2001

FAX 048-543-7727(聴覚障害者専用)

《所在地》 〒365-0028 埼玉県鴻巣市鴻巣405-4

【受付日時】

(1) 月曜日～金曜日の平日

午前9時～午後3時

(2) 毎月第3日曜日(あらかじめ予約が必要です。)

6. 暮らしの支援（社会参加支援）

⑦身体障害者補助犬の給付

身体障害者補助犬を適切に利用することによって社会復帰、自立、行動範囲の拡大をすることができ
る方に盲導犬を給付します。

ただし、給付にあたり盲導犬訓練施設で4週間の合宿訓練が必要となります。

【対象者】

- (1) 1級の視覚障害者（盲導犬）
- (2) 1から2級の肢体不自由者（介助犬）
- (3) 2級の聴覚障害者（聴導犬）

【窓 口】

- ・本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963
- ・児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630
- ・埼玉県障害者福祉推進課 電話 048-830-3309
FAX 048-830-4789

⑧点字・声の広報等発行・配付（地域生活支援事業）

重度の視覚障害のある方に、本市の広報紙「広報ほんじょう」の内容を朗読したCDを
配送します。

ご利用を希望される方は、事前に下記のいずれかの窓口に申請が必要となります。

【対象者】

重度の視覚障害のある方

【窓 口】

- ・本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963
- ・児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

⑨点字図書等の閲覧貸出

各県立図書館では視覚障害者の方に、点字図書、録音図書（テープ又はCD）の閲覧貸出等を行っ
ています。

ご利用には、登録が必要です。（電話又は手紙・メール可）

詳細は下記にお問い合わせ下さい。

【窓 口】埼玉県立熊谷点字図書館 電話 048-525-0777 FAX 048-527-4023

《所在地》 〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 埼玉県熊谷地方庁舎 3 階

⑩ 点 字 に よ る 投 票

投票所で点字による投票をすることができます。

点字投票用の投票用紙と点字器をご用意しますので、投票所の係員に申し出てください。

【対象者】

視覚障害者で、点字での投票を希望される方

【窓 口】

本庄市選挙管理委員会事務局 電話25-1187 FAX 22-0608

⑪ 郵 便 等 に よ る 不 在 者 投 票

「郵便等による不在者投票」とは、身体に重度の障害があり投票にいけない方が、郵便又は信書便で投票できる制度です。事前に申請をし、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

【対象者】

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証が交付されていて、次のいずれかに該当する方が対象となります。

■身体障害者手帳

両下肢・体幹・移動機能の障害	1級か2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能の障害	1級か3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能の障害	1級から3級

※ 上記対象者のうち、身体障害者手帳に上肢もしくは視覚の障害の程度が1級であ

ると記載されている方は、「代理記載による投票」ができますので、郵便投票証明書の交付申請に加えて、事前に手続きを行ってください。

■戦傷病者手帳

両下肢・体幹	特別項症から第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能の障害	特別項症から第3項症

※ 上記対象者のうち、戦傷病者手帳に上肢もしくは視覚の障害の程度が特別項症か

ら第2項症であると記載されている方は、「代理記載による投票」ができますので、郵便投票証明書の交付申請に加えて、事前に手続きを行ってください。

■介護保険の被保険者証

要介護状態区分	要介護5
---------	------

【窓 口】

本庄市選挙管理委員会事務局 電話25-1187 FAX 22-0608

6. 暮らしの支援（社会参加支援）

⑫障害者レクリエーション活動（地域生活支援事業）

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇活動の支援を行うため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催しています。

◆障害者生活支援センターさわやか

本庄市、美里町、神川町及び上里町に在住する身体障害者を対象として、社会福祉法人等に委託をし、スポーツ教室等を開催しています。

【窓 口】

障害者生活支援センターさわやか 電話 25-5620 FAX 25-5640

《所在地》〒367-0038 本庄市いまい台2-43（本庄市障害福祉センター内）



⑬障害者地域活動支援センター（地域生活支援事業）

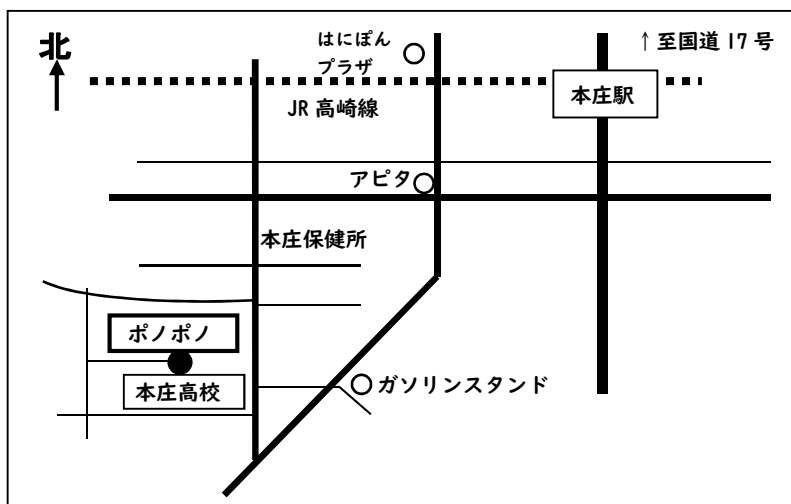
創作的活動や生産活動、社会との交流促進など障害者の地域活動の支援を行います。利用を希望される方は、障害福祉課又は支所市民福祉課へご相談ください。

【施設名称】

◆地域活動支援センターポノポノ 電話 23-2195 FAX 23-2195

《所在地》〒367-0045 本庄市柏1-6-1

- ・対 象 者：本庄市、美里町、神川町又は上里町に在住する精神障害者
- ・開所日時：月～金曜日 午前9時～午後5時
- ・定 員：20名



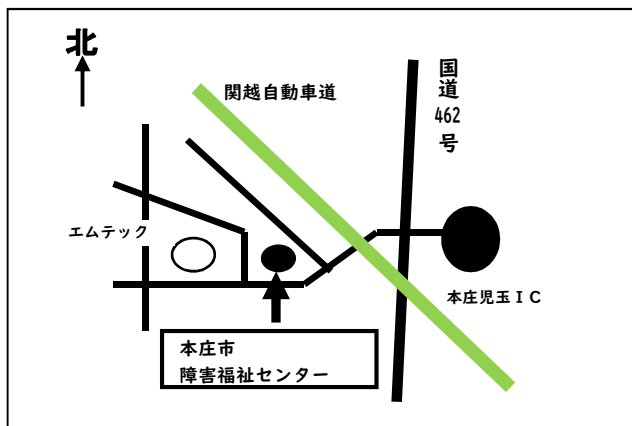
6. 暮らしの支援（社会参加支援）

◆障害者地域活動支援センターデイケアひまわり

電話 21-6568 FAX 21-8013

《所在地》〒367-0038 本庄市いまい台 2-43（本庄市障害福祉センター内）

- ・対 象 者：本庄市に在住する身体障害者、知的障害者
- ・開所日時：月～金曜日 午前8時30分～午後3時30分まで
第3土曜日 午前8時30分～午後3時30分まで
- ・定 員：19名



(8) 住まい

① 住宅改修費の支給

日常生活を営むのに著しく支障がある在宅の重度身体障害者が、段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の20万円を上限に補助します。ただし、所得に応じて一部自己負担金があります。

※ 事前の相談と申請が必要です。

【対象者】

下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する学齢児以上の身体障害児、及び身体障害者であって障害程度等級3級以上の方（ただし特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の方。）及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者。

◆ 本制度は、介護保険制度による給付を受けられる場合は、原則として対象外になります。

【窓口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

② 重度障害者居宅改善整備費の補助

在宅の重度障害者のために居室、便所、浴室等居宅の一部を改造する場合、生活保護世帯の方は36万円・その他の世帯の方は24万円を上限に補助します。

※ 事前の相談と申請が必要です。

【対象者】

障害の部位が下肢又は体幹で、手帳に記載された障害の程度が1級又は2級である方

※ 本制度の利用の場合、住宅改修費の支給の適用が優先となります。また、住宅改修費の支給との重複部分は補助対象外です。

◆ 本制度は、介護保険制度による給付を受けられる場合は、原則として対象外になります。

【窓口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

③ 県 営 住 宅 の 特 例 申 込 み ・ 家 賃 減 額

県営住宅の申込みにおいて、障害者世帯として当選確率が高くなる抽選申込みが受けられるなど優遇制度があります。また低所得世帯については家賃減額制度もあります。

【対象者】

- (1) Ⅰ級～Ⅳ級の身体障害者手帳を持っている方の世帯
- (2) ○A、A又はBの療育手帳を持っている方の世帯
- (3) Ⅰ級～Ⅱ級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方又は障害等級がⅠ級Ⅰ0号の障害年金給付を受けている方の世帯
- (4) 戦傷病者手帳を持っている方で、恩給法に規定された特別項症から第6項症又は第Ⅰ款症に該当する方の世帯
- (5) 「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象となる359の疾病により障害福祉サービス受給者証や地域相談支援受給者証等の交付を受けている方

【窓 口】

埼玉県住宅供給公社 県営住宅課 電話 048-829-2875

《所在地》 〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10

④ 市 営 住 宅 の 優 遇 制 度

市営住宅の入居を希望するときに、次の方の世帯には、当選確率が高くなるなどの優遇制度があります。

【対象者】

- (1) Ⅰ級～Ⅳ級の身体障害者手帳を持っている方の世帯
- (2) ○A、A又はBの療育手帳を持っている方の世帯
- (3) Ⅰ級～Ⅱ級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方の世帯
- (4) 戦傷病者手帳を持っている方で、恩給法に規定された特別項症から第6項症又は第Ⅰ款症に該当する方の世帯

【窓口】

本 庁：営繕住宅課 電話 25-1141 FAX 24-0242

児玉総合支所：支所環境産業課 電話 72-1334 FAX 72-4216

⑤ 単身者の市営住宅、県営住宅の入居申込み

次の方は、単身者でも市営住宅、県営住宅の入居申込みができます。

【対象者】

- (1) Ⅰ級～Ⅳ級の身体障害者手帳を持っている方
- (2) ○A、A、B又はCの療育手帳を持っている方
- (3) Ⅰ級～Ⅲ級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- (4) 戦傷病者手帳を持っている方で、恩給法に規定された特別項症から第6項症又は第Ⅰ款症に該当する方

※ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている方は、障害者自立支援法に伴う制度改正で単身申込みが可能になったものですが、常時の介護を必要としない状態であること、相談対応や緊急時の医療機関への連絡などについて、支援が可能であることなどが申込みの条件になります。

【窓 口】

■市営住宅

本 庁：営繕住宅課 電話 25-1141 FAX 24-0242

児玉総合支所：支所環境産業課 電話 72-1334 FAX 72-4216

■県営住宅

埼玉県住宅供給公社 県営住宅課 電話 048-829-2875

《所在地》〒330-8516 さいたま市浦和区仲町 3-12-10

※本庄市内の県営住宅の問い合わせは、

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 電話 048-524-7963

《所在地》〒360-0826 熊谷市赤城町 1-147-2



(9) 障害のある方の権利擁護

① あんしんサポートネット（福祉サービスの利用援助）

生活支援員が利用者宅を訪問し、見守り、福祉サービスの利用手続き、各種利用金の支払い、年金等の受領、生活費の届けなどの援助を行ないます。ただし、生活支援員の訪問は有料です。（生活保護世帯の方は無料です。）

【対象者】

知的障害又は精神障害のある方で日常生活や福祉サービスの利用等に援助を必要としている人（居宅で生活している人に限らず、施設や病院などを利用している人も対象となります。）

【窓 口】

本庄市社会福祉協議会 電話 24-2755 FAX 21-5516

《所在地》〒367-0052 本庄市銀座1-1-1 市民活動交流センター（はにぼんプラザ）内

② 成年後見制度

判断能力が十分でない障害のある方等の財産管理や生活の質の向上等のため、家庭裁判所に選任された後見人等が、本人に代わって手続き等を行う制度です。

【対象者】

知的障害又は精神障害、認知症等により判断能力が十分でない方

区 分	本人の判断能力	代 理 人 等	
後 見	全くない	成年後見人	「監督人」が選任されることがあります。
保 佐	著しく不十分	保 佐 人	
補 助	不十分	補 助 人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって、任意後見人が本人に代わって手続き等を行う制度です。裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

【相 談 窓 口】

本庄市成年後見サポートセンターでは、成年後見制度に関する相談を受け付けています。

一般相談 センター職員が電話や来所による相談にお応えします。法律等の専門知識が必要な場合は専門相談におつなぎします。

月～金（休日、年末年始を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

6. 暮らしの支援（障害のある方の権利擁護）

専門相談 弁護士・司法書士・相談員が直接相談にお応えします。

事前の予約が必要です。1回の相談は概ね30分～1時間程度です。

毎月第2・4火曜日（休日を除く）午後 1 時～4 時

予約は前月初日（土・日・休日を除く）より先着順で当日午後 2 時まで受付。

本庄市成年後見サポートセンター

（本庄市社会福祉協議会 電話 24-2755 FAX 21-5516

《所在地》〒367-0052 本庄市銀座1-1-1

市民活動交流センター（はにぼんプラザ）内

本庄市社会福祉協議会

◎成年後見制度の利用にあたっての、家庭裁判所への申立てに必要な書類や申立て費用などについては、以下の窓口にご相談ください。

・本庁：障害福祉課 電話25-1125 FAX23-1963

生活支援課 電話25-1197 FAX71-4508

・さいたま家庭裁判所熊谷支部 電話 048-500-3113

《所在地》〒360-0041 熊谷市宮町 1-68

※ さいたま家庭裁判所では、申立てに必要な書類や費用などについて説明する家事相談を行っています。

③ 権 利 擁 護 セ ン タ ー

権利擁護センターは、高齢者の方、障害のある方、福祉サービスを利用している方のあんしん生活を支援します。

※ 認知症高齢者や障害のある方が、判断能力が不十分なために権利が侵害されないよう、ご本人やそのご家族などからの生活上の悩みや困りごとに対して、専任の生活相談員（社会福祉士など）や弁護士、司法書士が専門的な立場から問題を整理し、解決に向けて支援（助言、関係機関との調整など）します。

相談内容	曜日	時間	相談員
生活相談 家庭や職場、施設における日常生活全般に関すること	月～金曜日	9時～16時	生活相談員が担当 （社会福祉士など）
法律相談 相続、遺言、契約、婚姻、	毎週水・金曜日	13時～ 14時30分	弁護士または司法書士 が担当

6. 暮らしの支援（障害のある方の権利擁護）

財産管理、消費契約問題などの法律に関すること		*予約が必要です	*まずは生活相談でお受けします。 *第4水曜日は、成年後見相談になります。
------------------------	--	----------	--

※ ただし、祝日・年末年始は除く。

【窓 口】

権利擁護センター（相談専用番号）048-822-1204 / 048-822-1240

FAX 048-822-1406

《所在地》〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65

（彩の国すこやかプラザ内）

④ 虐待防止センター

本庄市障害福祉課では、障害者虐待防止センターとしての機能を果たしています。養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待の通報・届出の受理等の業務を行っています。

【窓 口】

本庁：障害福祉課 電話25-1125 FAX23-1963

⑤ 虐待通報ダイヤル

埼玉県では児童・高齢者・障害のある方の虐待の通報や相談等を行いやすいよう、虐待通報ダイヤル#7171 を開設しています。

#7171 では24時間 365 日対応して、相談を受け付けています。

【窓 口】

埼玉県福祉政策課 電話 048-830-3391 FAX 048-830-4801

《所在地》〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

（10）防災・緊急時

①ファックス119番通報システム

このシステムは、言語による119番通報が困難な聴覚及び言語障害者等が緊急通報を行う補助手段として、ファックスを利用して消防指令センターに119番通報（火災や救急などの緊急通報）を行い、消防車や救急車の要請ができるものです。また、あわせて手話通訳者の派遣依頼もできます。

【ファックス119番】

119

【利用対象者】

本庄市、美里町、神川町及び上里町に在住、在勤又は通学している聴覚又は言語・音声等に機能障害のある方

【利用範囲】

児玉郡市広域消防本部管内（本庄市、美里町、神川町、上里町）

【利用手続等】

（1）申請について

あらかじめ「消防本部の緊急対応のための登録同意書」（※）を本庄市社会福祉協議会へFAX（22-7309）で送信し登録をします。

（2）利用開始について

緊急時には「消防FAX通報」用紙にて児玉郡市広域消防本部へFAX通報をしてください。なお、近くの方に助けを求めることができるときは、通報を依頼してください。

（※）「消防本部の緊急対応のための登録同意書」

この同意書は、あらかじめ登録をしておくことにより、緊急通報時に迅速・正確に対応することを目的としたものですが、本人の同意の有無により、必ず提出しなければいけないものではありません。

この同意書の提出がなくてもFAX緊急通報はできます。

※ 救急車が出動しなくても医療が受けられる場合などには、「緊急手話通訳者依頼」用紙により、手話通訳者の派遣依頼のみを行うことができます。

【利用上の注意事項】

- (1) ファックス119番通報受信後に、「消防車(救急車)が向かいました。」などの返信ファックスを送信します。
- (2) ファックス119番通報は、児玉郡市広域消防本部管内からの要請に限り利用することができます。
なお、児玉郡市広域消防本部の業務区域外において消防機関に緊急通報する場合は、近くの方に助けを求めるなど別の手段で、管轄する消防機関に通報してください。
- (3) ファックス119番通報を利用する場合の通信利用料は、利用者の負担となります。
- (4) 「消防FAX通報」用紙をあらかじめ記入し、緊急時スムーズに通報が行えるよう準備を整えておくことをおすすめします。
- (5) ファックス119番通報は、緊急通報用専用ですので、問い合わせなどには使用しないでください。



消防FAX通報

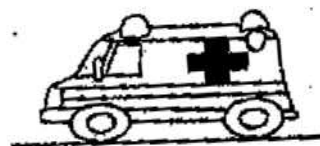
FAX → 1 1 9



火 事

自 宅

隣の家



救 急

急 病

け が

通訳派遣の要否： 要 ・ 否

あなたは？

氏 名

消防車・救急車はどこへ向かえばいいですか？

住 所

マンション・アパート名

号室

いま使っているFAX番号は？

番 号

児玉郡市広域消防本部 指令課

本庄市西富田904-3

消防本部の緊急対応のための登録同意書

消防FAX通報に迅速・正確に対応していただくために、下記の情報を消防本部に登録することを同意します。

年 月 日

同居している家族	氏名	生年月日	性別		聴覚	
			男	女	障	健

住 所	
近くの日印	
FAX番号	
TEL番号	
連絡先	
かかりつけの病院	
その他	

（救急車・消防車は不要）

緊急 手話通訳者依頼

広域消防本部 指令課 御中

FAX 番号 → 119



名 前	
住 所	
FAX	

日 時	
場 所	自宅
	病院（ ）
	その他（ ）
内 容	けが ・ 病気 ・ 事故 など

②メール・ファックス110番

埼玉県警察では、聴覚に障害のある方、又は言葉が話せない方が事件や事故にあったときに、警察への緊急通報に利用する「ファックス110番」と併せて、携帯電話やパソコンの電子メール機能を利用した「メール110番」を開設しています。

【ファックス110番】0120-264-110

詳しい利用方法は、埼玉県警ホームページをご確認ください。

③防災行政無線メール・ファックス送信サービス

本市の防災行政無線の内容を、無料でファックス又はメール（携帯電話・パソコン）にて送信するサービスです。

【対象者】

音声でコミュニケーションをとることが困難な重度の聴覚障害をお持ちの方

【申込手続】

障害福祉課又は児玉総合支所市民福祉課へ申込みをしてください。

【申込手続に必要なもの】

- (1) 障害者手帳
- (2) 受信するファックス番号又はメールアドレス

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 FAX 72-1630

【留意事項】

- (1) 本市の防災行政無線で放送するすべての内容を送信します。そのため、市の行事の案内、交通安全の呼びかけ、尋ね人捜索など災害以外の情報も送信されますので、あらかじめご了解ください。
ただし、交通安全、選挙投票の呼びかけなど災害に関係ない内容を繰り返し放送する場合は、一回の送信で終了する場合があります。
- (2) 送信に関する費用は無料です。ただし、FAX の用紙、携帯電話のメール受信料など、受信に関する費用は自己負担です。
- (3) FAX をお持ちでない方は、日常生活用具で FAX の給付がありますので、障害福祉課又は児玉総合支所市民福祉課とご相談ください。
- (4) このサービスの利用にあたり、本庄市防災担当及び児玉都市広域消防本部本庄分署が申込書に記載された個人情報を利用すること、及び本庄市障害者福祉担当から必要な情報の提供を受けることにご承諾が必要となります。

6. 暮らしの支援（防災・緊急時）

防災行政無線FAX等送信申込書兼個人情報利用及び提供同意書

年 月 日

（あて先）本 庄 市 長

（申込者）

住 所 本庄市

氏 名 印

FAX 又は電話番号

防災行政無線 FAX 等送信サービスの利用を申し込みます。

なお、当サービスの利用にあたり、本庄市防災担当及び児玉郡市広域消防本部本庄分署が当申込書に記載された個人情報を利用すること及び本庄市障害者福祉担当から必要な情報の提供を受けることに同意します。

利 用 者	住 所	本庄市	
	氏 名		
	生年月日・性別	M・T・S・H 年 月 日 男・女	
利 用 方 法 等	希望する受信方法	☐	① FAXに受信
		☐	② FAXとパソコン（Eメール）に受信
		☐	③ FAXと携帯電話（Eメール）に受信
	受信するFAX番号 又はアドレスを記入してください。	FAX番号	0495- -
		携帯電話の メールアドレス	
		パソコンの メールアドレス	

※希望する受信方法は、①、②、③のいずれか一つに、○印を記入してください。

※窓口のほか、郵送でも受付できます。（郵送の場合は本庄市障害福祉課宛。）

■受付窓口 本庄市障害福祉課援護係（〒367-8501 本庄市本庄3-5-3）
FAX 23-1963 TEL 25-1125
児玉総合支所支所市民福祉課
FAX 72-1630 TEL 71-5889

④ヘルプカード（ヘルプマーク）

「障害がある」など支援を必要な方が、自分から「困っている」「助けて」を伝えられない時に、周囲の人へ「手助け」を求めるためのカードです。

ホームページからのダウンロードや市の窓口で配布していますので、連絡先や配慮してほしいことなどを記入して携帯してください。



また、埼玉県が作成しているヘルプマークについても配布していますので、ご希望の方は窓口までお問い合わせください。

【対象者】

支援が必要なときに、自分から支援が求められない心配がある人

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

⑤本庄市避難行動要支援者避難支援制度

地震や風水害等の災害に備え、高齢者や障害者など、避難支援が必要な人の支援が円滑に行われることを目的に、要支援者の情報を自治会や民生委員、広域消防本部等で共有し、災害が起きた際、地域の方々が中心となって要支援者の避難支援を行う制度です。

【対象者】

災害時に自力で避難することが困難な市内の在宅生活者のうち、下記の区分に当てはまる方

1. 65歳以上のひとり暮らし	2. 70歳以上の高齢者のみの世帯
3. 要介護度4以上	4. 身体障害者手帳1・2・3級
5. 療育手帳㊦・A・B	6. 精神障害者保健福祉手帳1・2級
7. その他	

【窓 口】

地域福祉課 電話 25-1142 FAX 23-1963

《所在地》〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3（本庄市役所内）

⑥福祉避難所

【福祉避難所とは】

福祉避難所とは、指定避難所では生活することが困難な高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）のために、特別な配慮がなされた避難所のことです。

避難する要配慮者の状態や障害特性などに応じたケアが行われ、かつ、ポータブルトイレなどの器物、紙おむつなどの消耗器材などが原則として配備されている他、バリアフリー化が図られているなど、一般の避難所よりも特別の配慮がなされています。

福祉避難所は、全市民を対象とした指定避難所（小中学校など）とは別に、市においてその必要性を判断し開設する避難所（二次避難所）です。

【福祉避難所の対象となる方】

福祉避難所の対象となる方は、指定避難所では生活することが困難な要配慮者として、福祉避難所の対象とすべきと市において判断した方です。

福祉避難所においては、市からの要請により速やかに開設（受入れ）体制を整えた後、市からの要請を受けた方について受け入れることになります。

【市内の福祉避難所】

市では、次の社会福祉法人及び特別支援学校と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し、災害対策基本法に基づき福祉避難所を指定しています。

施設名	場所
社会福祉法人 安誠福祉会 介護老人福祉施設安誠園	本庄市小和瀬 1666
社会福祉法人 柏樹会 特別養護老人ホーム シャローム	本庄市今井 1245-1
社会福祉法人 宥和 特別養護老人ホーム トマト村	本庄市早稲田の杜 5-14-18
社会福祉法人 児玉福祉会 特別養護老人ホーム オルトビオス児玉ホーム	本庄市児玉町児玉 734-1

6. 暮らしの支援（防災・緊急時）

社会福祉法人 武蔵野福祉会 特別養護老人ホーム 千鳥の丘	本庄市児玉町宮内 1250-1
社会福祉法人 本庄ひまわり福祉会 本庄ひまわり自立支援センター	本庄市今井 1037-1
社会福祉法人 はなわ福祉会 はなわの杜	本庄市児玉町金屋 1284-1
埼玉県立本庄特別支援学校	本庄市栗崎 828
社会福祉法人 明正会 特別養護老人ホーム 四季咲きの杜	本庄市北堀779-3

【窓 口】

危機管理課 電話 25-1184 FAX 22-0602

《所在地》〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3（本庄市役所内）



7. 税金・公共料金の減免など

(1) 税金の控除、減免等

① 所得税・住民税（障害者控除等）

所得税・住民税の計算上、次の表に該当する場合は、それぞれの金額を所得から差し引くことができます。

種類	対象・条件		控除額	
			所得税	住民税 (市県民税)
障害者 控除	本人又は同一生計配偶者又は扶養親族が所得税法上の障害者の場合 ※同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人をいいます。	・一般(身体障害者手帳3級以下・療育手帳B、C・精神手帳2級以下・要介護2、3(65歳以上)など)	27万円	26万円
		・特別障害者(身体障害者手帳1、2級・療育手帳A、A・精神手帳1級・要介護4、5(65歳以上)など)	40万円	30万円
		※なお、同一生計配偶者又は扶養親族が同居特別障害者の場合は右記の額が加算されます。	障害者 1人につき 35万円	障害者 1人につき 23万円
小規模 企業共 済等掛 金控除	心身障害者扶養共済制度(心身障害者保険扶養制度)の掛金	年間に支払った掛金(加入者負担金)	全額	全額
医療費 控除	在宅療養等の介護費用(傷病により寝たきり等の状態にあり、継続的な診療を受けている障害者の場合)	サービス事業者が利用者に対して発行する領収書(医療費控除の対象となる金額が記載されているもの)が必要です。	医療費の総額から計算	医療費の総額から計算
	その他: ストマ用装具、オムツ費用などが医療費控除の対象になる場合があります。 詳しくは、税務署等にお問い合わせください。			
その他	前年分合計所得金額が135万円以下の障害者		—	非課税

◎実際の税額等については、次の窓口へお問い合わせください。

【窓 口】

○所得税

本庄税務署 電話 22-2111

《所在地》〒367-8691 本庄市駅南2-25-16

○住民税(市県民税)

本庄市役所課税課 電話 25-1123

《所在地》〒367-8501 本庄市本庄3-5-3(本庄市役所内)

②自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)の減免

埼玉県内に住民登録のある身体障害者等をお持ちで障害の程度が一定以上の方のために専ら使用される自動車については、自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割)の減免制度があります。

ただし、障害者一人につき1台(軽自動車も含む)で、減免額には上限があります。

自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割)は、県税となります。

詳しくは「障害者に対する自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)の減免について」のリーフレットをご覧ください。

◇申請に関する詳しいお問い合わせは、埼玉県自動車税事務所 熊谷支所へお願いいたします。

電話 048-532-8011

1. 減免対象となる自動車

県内ナンバーで個人名義の自家用車です。(法人名、事業用及びリース車を除く)

障害者との関係

運転者 納税義務者	障害者本人	障害者と 同一生計の家族等	常時介護者 (障害者のために常 時運転する方)
障害者本人	○	○	△
障害者と同一生計の家族等	○	○	×

○ 減免できます。 × 減免できません。△ 障害者の世帯に運転免許証をお持ちの方がいない場合は、常時介護者が運転することにより減免できます。

2. 減免を受けられる障害区分及び等級

手帳の種類と障害区分		等級(障害の程度)
身体	心臓、じん臓、呼吸器	I級、3級
	ぼうこう又は直腸、小腸	I級、3級

7. 税金・公共料金の減免など（税金の控除、減免等）

体幹		Ⅰ級からⅢ級まで及びⅤ級
聴覚		Ⅱ級、Ⅲ級
視覚		Ⅰ級～Ⅲ級、Ⅳ級のⅠ（Ⅳ級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
音声又は言語機能		Ⅲ級（こう頭が摘出された場合に限る。）
平衡機能		Ⅲ級
上肢（じょうし）※主に手や腕		Ⅰ級、Ⅱ級
下肢（かし）※主に足		Ⅰ級からⅥ級まで
乳幼児期以前の非進行性の脳	上肢	Ⅰ級、Ⅱ級
病変による運動機能	移動	Ⅰ級からⅥ級まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		Ⅰ級からⅢ級まで
肝臓		Ⅰ級からⅢ級まで
療育手帳		㊤又はA
精神障害者保健福祉手帳		Ⅰ級かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。詳細については、自動車税事務所に直接お尋ねください。

※ 障害名が「半身不随」など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの等級（上肢〇級、下肢〇級）により判定します。

※ 障害者が施設に入所している場合は、身体障害者手帳1～2級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）の方、療育手帳㊤又はAの方、精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院で精神通院医療を受けている方が対象となります。

③軽自動車税（種別割）の減免【市税】

通院・通学や生業等、身体障害者等のために使用される自動車については、定められた期間に申請をすることで、軽自動車税種別割の減免が受けられます。

ただし、障害者一人につき1台（普通自動車も含む）ですので、自動車税と軽自動車税を重複して減免することはできません。

1. 減免を受けられる方

納税義務者（所有者）	運転者	減免の可否
障害者本人	障害者本人	減免できます。
	障害者と同一生計の家族 ※	減免できます。

7. 税金・公共料金の減免など（税金の控除、減免等）

	障害者を常時介護する方 ※	障害者のみで構成される世帯の場合、減免できます。
障害者と同一生計の家族 ※	障害者本人	減免できます。
	障害者と同一生計の家族 ※	減免できます。

※ 同一生計の家族が同世帯者でない場合（同一住所の家族であっても、同じ住民票に載らない場合を含む）、又は運転者が常時介護する方の場合は、「**同一生計または常時介護の誓約書**」の提出が必要です。

2. 減免を受けられる障害区分及び等級

自動車税と同じ区分及び等級になります。

3. 申請期限

- ・申請期間 納税通知書発行後（5月上旬）～5月31日（納期限まで）
- ・申請場所 課税課（市役所1階）、支所市民福祉課（児玉総合支所1階）

4. 手続きに必要な書類

① 軽自動車税種別割納税通知書

② ・身体障害者手帳

・戦傷病者手帳

・療育手帳

・精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療

受給者証（精神通院医療に限る）※

} いずれか該当するもの

※該当の方は精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証の両方が必要になります。

③ 運転者の運転免許証（車両を実際に使用する方のもの）

④ 納税義務者の個人番号の分かる書類（マイナンバーカード等）

⑤ 軽自動車税種別割減免申請書※

⑥ 同一生計または常時介護の誓約書（該当する方）※

※申請書、誓約書については申請場所の課窓口、本庄市 HP に様式がございます。

◇申請に関する詳しいお問い合わせは、課税課諸税係 0495-25-1122へお願いいたします。

④各種税金に関するお問い合わせ窓口

◆国 税（所得税・相続税・贈与税・消費税等）

本庄税務署

《所在地》 〒367-8691 本庄市駅南2-25-16 電話 22-2111

7. 税金・公共料金の減免など（税金の控除、減免等）

◆市 税

① 住民税（市県民税）・法人市民税

本庄市役所課税課 市民税係 電話 25-1123

② 固定資産税

本庄市役所課税課 資産税土地係・資産税家屋係 電話 25-1121

③ 軽自動車税（種別割）

本庄市役所課税課 諸税係 電話 25-1122

④ 市税の納付

本庄市役所収納課 収税係 電話 25-1120

⑤ 国民健康保険税

本庄市役所保険課 国保係 電話 25-1116

◆県 税

（事業税・自動車税・不動産取得税等）

埼玉県本庄県税事務所 電話 22-6153

《所在地》〒367-0026 本庄市朝日町1-4-6（埼玉県本庄地方庁舎1F）

（自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割））

埼玉県自動車税事務所熊谷支所 電話 048-532-8011

《所在地》〒360-0844 熊谷市御稜威ヶ原 701-5

◆障害者等のマル優（非課税貯蓄）制度

各金融機関等の窓口

(2) 交通機関の料金割引等

① 有料道路の割引

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方は、障害の程度によって、有料道路の利用料金が次のとおり割引されます。事前に登録が必要となります。

【適用範囲】

対 象	障害程度	条 件	割引率	取扱区間
身体障害者	第1種	本人・介護者運転	50%以内	全国の有料道路
	第2種	本人運転のみ		
知的障害者	㉠・A	介護者運転		

【自動車の範囲】

1 身体障害者が自ら運転する場合

身体障害者が自ら運転する乗用自動車（個人名義の車に限る）で、当該身体障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有するもの。（身体障害者1人につき1台）

2 重度の身体障害又は知的障害のある方以外の方が運転されて障害者ご本人が同乗される場合

当該身体又は知的障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等、または、障害者本人を継続して日常的に介護している方が所有するもの。（身体又は知的障害者1人につき1台）

（注）自動車検査証等の氏名欄等が法人名の自動車（事業用）、レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等は対象外です。

【割引有効期間】

- （1）申請手続きをした日からその後の2回目の誕生日まで。有効期間が切れる前に更新の手続きが必要です。更新の申請は期限日の2か月前から行うことができます。
- （2）ETC 割引を利用されている方は割引有効期限の間近で申請されますと、各高速道路株式会社でのデータ登録の関係上、ご利用の割引が受けられない場合がありますので、必ず割引有効期限の約2週間前までには更新申請を行い、証明書を「有料道路ETC割引登録係」に郵送してください。

7. 税金・公共料金の減免など（交通機関の料金割引等）

【手続きに必要なもの】

ETCを利用しない場合	1. 障害者手帳 2. 自動車検査証または軽自動車届出済証 3. 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
ETCを利用する場合	1. 障害者手帳 2. 自動車検査証または軽自動車届出済証 3. 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ） 4. ETCカード（原則として障害者本人名義に限ります） 5. ETC車載器の管理番号が確認できるもの （ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

②JR運賃の割引

身体障害者及び知的障害者がJR（旅客鉄道株式会社）を利用する場合、運賃が次のとおり割引になります。

種 類	利用できる方	割引率	備考
普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	第1種障害者とその介護者	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。 但し回数乗車券はJR線区間単独の発売になります。
定期乗車券 （小児定期乗車券を除く。）	第1種障害者とその介護者又は12歳未満の障害者とその介護者	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
普通乗車券	第1種、第2種障害者が単独で利用する場合	5割	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。）

【窓 口】

・JR東日本 お問い合わせセンター 電話 050-2016-1600

③JR以外の私鉄運賃の割引

JR以外の私鉄についても割引制度がありますが、各社によって取扱いが異なります。詳しくは、直接各社窓口へお問い合わせください。

④バス運賃の割引

身体障害者、知的障害者又は精神障害者（要写真貼付）が、県内のバスを利用する場合、手帳を提示すれば運賃が5割引になります。詳しくは、バス運転手等にお問い合わせ下さい。

⑤タクシー運賃の割引

身体障害者又は知的障害者が、タクシーを利用する場合、手帳を提示すれば運賃が1割引になります。詳しくは、タクシー運転手等にお問い合わせ下さい。

⑥国内航空運賃の割引

満12歳以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者が、国内航空線を利用する場合、搭乗券購入の際に手帳を提示すれば運賃が割引になります。詳しくは、各航空会社へお問い合わせ下さい。

【対象者】

区 分	第1種障害者	第2種障害者	精神障害者
対象者	手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種と記入されている障害者	手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第2種と記入されている障害者	精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き、搭乗日当日に有効期間内のものに限る）を所持している方
対象年齢	満12歳以上の方	満12歳以上の方	満12歳以上の方
適用範囲	本人の単独使用及び本人と同乗する1名の介護者にも適用される	本人のみ	本人の単独使用及び本人と同乗する1名の介護者にも適用される
割 引 率	航空会社で異なりますので、営業所又は代理店にお問合せください。		

【窓 口】 各航空会社営業所・代理店

7. 税金・公共料金の減免など（交通機関の料金割引等）

⑦駐車禁止規制の適用除外

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害のために歩行が困難と認められる方や、療育手帳の交付を受けている方及び精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級の交付を受けている方は、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。

※ 車両を所有していない方でも、標章の交付が受けられます。

※ タクシーや他の方の車両に乗車する場合でも、標章を使用できます。

※ この標章を使用して駐車できるのは、道路標識等により駐車禁止とされている場所で、近くに駐車場がない場合などとなっています。

【駐車禁止除外標章の交付対象となる障害の程度】

身体障害者又は戦傷病者の方		
障害の区分	身体障害の方	戦傷病者の方
視覚障害	Ⅰ級からⅢ級及びⅣ級のⅠ	特別項症から第Ⅳ項症
聴覚障害	Ⅱ級及びⅢ級	特別項症から第Ⅳ項症
平衡機能障害	Ⅲ級	特別項症から第Ⅳ項症
上肢不自由	Ⅰ級、Ⅱ級のⅠ及びⅡ級のⅡ	特別項症から第Ⅲ項症
下肢不自由	Ⅰ級からⅣ級	特別項症から第Ⅲ項症
体幹不自由	Ⅰ級からⅢ級	特別項症から第Ⅳ項症
乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	Ⅰ級及びⅡ級（一上肢のみに運動 機能障害がある場合を除く）
	移動機能	
心臓・腎臓・呼吸器機能障害	Ⅰ級又はⅢ級	特別項症から第Ⅲ項症
ぼうこう・直腸・小腸機能障害	Ⅰ級又はⅢ級	特別項症から第Ⅲ項症
免疫機能障害	Ⅰ級からⅢ級	
肝臓機能障害	Ⅰ級からⅢ級	特別項症から第Ⅲ項症

その他の障害者の方	
障害者の区分	障害の程度
療育手帳を所持している方	㊦・A
精神障害者保健福祉手帳を所持している方	Ⅰ級
小児慢性特定疾患児手帳を所持している方	色素性乾皮症

7. 税金・公共料金の減免など（交通機関の料金割引等）

※ 使用に際しては、駐車の方法に従い、他の交通の妨害にならないよう注意してください。

◎詳細については、警察署にお問い合わせください。

【申請に必要な書類】

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は小児慢性特定疾患児手帳のコピー1通

【申請窓口】

申請者の住所地を管轄する警察署交通課窓口

（平日：午前8時30分～午後5時30分）

・本庄警察署 電話 22-0110

・児玉警察署 電話 72-0110

⑧思いやり駐車場制度

埼玉県思いやり駐車場制度は、令和5年11月よりスタートした、障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

①思いやり駐車場を利用するには、利用証が必要です。

②利用証の交付を受けるには、下表【利用証の交付対象者】に該当する方で、必要書類を持参のうえ、次の窓口で申請してください。（平日：午前8時30分～午後5時15分）

●市役所1階 障害福祉課（☎25-1125）高齢者福祉課（☎25-1722）

市役所2階 こども家庭センター（☎71-4502）

●アスパアこだま1階 支所市民福祉課（☎71-5889）

●保健センター 健康推進課（☎24-2003）

③思いやり駐車場に駐車する際に、交付された利用証をルームミラーにかけるなど、外から見えるように掲示してください。

【利用証の交付対象者】

区分		交付基準	申請に必要な書類等	有効期間	利用証の色
身体障害者	視覚障害者	4級以上	身体障害者手帳	対象者としての基準に該当しなくなるまで	緑
	聴覚障害者	3級以上			緑
	平衡機能障害	5級以上			緑
	肢体不自由	上肢			緑
		下肢			緑※1
		体幹			緑※2

7. 税金・公共料金の減免など（交通機関の料金割引等）

	脳原性運動機能障害	上肢機能2級以上				緑
		移動機能6級以上				緑※3
	内部障害（免疫機能障害を含む）		4級以上			緑
知的障害者		A以上	療育手帳			緑
精神障害者		I級	精神障害者保健福祉手帳			緑
難病患者		特定疾患医療受給者 指定難病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証			緑
高齢者等		要介護I以上の方	介護保険被保険者証			緑※4
妊産婦 （出産後は乳児と同伴の場合に限る）		妊娠7箇月から産後1年まで	母子健康手帳	妊娠7箇月から産後1年まで	オレンジ	オレンジ※5
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められた方	次に掲げる全て ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）	診断書等で必要と認める期間（原則1年以内）		
その他車椅子の常時使用が必要と認められる方		医師の診断等により、車椅子の常時使用が必要であると認められる方		対象者としての基準に該当しなくなるまで		

※1 2級以上の車椅子使用者は青

※2 3級以上の車椅子使用者は青

※3 2級以上の車椅子使用者は青

※4 要介護3以上の車椅子使用者は青

※5 常時車椅子を使用する者は青



【利用証】



【駐車できる区画（イメージ）】



(3) その他の減免、割引等

①NHK放送受信料の免除

次に該当する方は、NHKに申請すると放送受信料の免除が受けられます。

【対象者及び免除区分】

全額免除	身体・知的・精神障害者手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、住民基本台帳上の世帯員全員が市民税非課税であること
半額免除	次の方が住民基本台帳における世帯主で、NHKの受信契約者であること ・重度の身体障害（1級または2級）の方 ・視覚または聴覚障害で手帳をお持ちの方 ・重度の知的障害（㊤またはA）の方 ・重度の精神障害（1級）の方

【手続方法】

障害福祉課又は支所市民福祉課で申請書に証明を受け、NHKへご提出（郵送可）ください。

【申請に必要なもの】

(1) 障害者手帳

(2) 印かん（認印可、スタンプ印不可）

※ 申請される年の1月1日時点で、本庄市に住民票がなかった方が全額免除を申請するには、1月1日時点でお住まいだった市区町村が発行する非課税証明書が必要となります。

【手続の流れ】

① 免除申請書の記入

免除申請書は、障害福祉課、支所市民福祉課にあります。



② 免除事由の証明書の交付（障害福祉課又は支所市民福祉課で交付）



③ 証明を受けた申請書をNHKに提出（郵送）



④ NHKで免除事由を確認のうえ、折り返し「免除受理通知書」が届きます。

【注意事項】

全額免除の場合、世帯構成員全員が市民税非課税であることが基準となるため、世帯内に未申告の方がいる場合は、申告をしてから申請してください。

7. 税金・公共料金の減免など（その他の減免、割引等）

【証明窓口】

本 庁:障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所:支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

【免除申請郵送先】

NHK さいたま放送局 さいたま西営業センター 電話 049-246-3111

《所在地》〒350-1123 川越市脇田本町 14-23 カーニープレイス川越1F

②点字郵便物等の無料扱い

点字郵便物などは無料となるほか、心身障害者団体が発行する定期刊行物や、盲人用点字小包郵便などで減額となるものがあります。

【窓 口】

各郵便局

③携帯電話基本料金等の割引

次の方は、携帯電話の基本利用料金等が割引されます。割引の内容は、会社によって異なりますので、各携帯電話事業者にお問い合わせください。

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳を持っている方
- (2) 療育手帳を持っている方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を持っている方

【窓 口】

各携帯電話事業者

④電話番号の無料番号案内

次の方は、番号案内「104 番」を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ると無料になります。

【対象者】

- (1) 視覚障害1級～6級の方
- (2) 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1級又は2級の方
- (3) 療育手帳又は精神保健福祉手帳を持っている方
- (4) 戦傷病者手帳（視力の障害の方は、特別項症～第6項症。上肢の障害の方は、特別項症～第2項症）

【窓 口】

受付電話番号：0120-104174（全国共通）

受付FAX番号：0120-000104（全国共通）

⑤「湯かっこ」使用料の減額・免除

障害のある方は、児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設「湯かっこ」の使用料が半額に減額されます。また、身体障害者で要介護（第1種）手帳を持っている方及び療育手帳所持者の介護者の使用料が全額免除されます。

詳細については、「湯かっこ」へご確認ください。

【対象者】

- （1）身体障害者手帳を持っている方
- （2）療育手帳を持っている方
- （3）精神障害者保健福祉手帳を持っている方

【施設利用時間及び休館日】

- ・利用時間：午前10時～午後10時（最終入館は午後9時）
- ・休 館 日：毎週月曜日（月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日）、年末年始

【窓 口】

湯かっこ 電話 22-8126 FAX 22-8127

《所在地》〒367-0024 本庄市東五十子 167-3

⑥「つきみ荘」利用料の減免

障害のある方は、本庄市老人福祉センターつきみ荘の利用料（入館料）が全額免除されます。

【対象者】

- （1）身体障害者手帳を持っている方
- （2）療育手帳を持っている方
- （3）精神障害者保健福祉手帳を持っている方

【施設利用時間及び休館日】

- ・利用時間：午前10時～午後4時
- ・休 館 日：月曜日（祝日の場合は開館し、翌日を休館日とする）、年末年始

【窓 口】

本庄市老人福祉センターつきみ荘 電話 22-3696

《所在地》〒367-0072 本庄市沼和田 127-1

8. 就労支援

（1）児玉郡市障がい者就労支援センター

障害のある方が安心して働けるように、就労や生活に関わるさまざまな支援を行っています。

1 就職支援

- ・就職に向けての相談支援、準備支援
（仕事探し、会社見学の同行、実習の調整、面接への同行 等）

2 職場定着支援

- ・職場で安心して働けるように相談支援、訪問支援
（会社との連絡調整、ジョブコーチの派遣手続き、就労に伴う生活相談 等）

3 職場開拓

- ・ハローワークをはじめとする関係機関と連携し、障害者受け入れ事業所を開拓

【対象者】

本庄市、美里町、神川町、上里町のいずれかに在住し、就労支援を必要とする障害者の方。障害の種別は問いません。

【受付日時】

月～金曜日 午前9時～午後5時

【利用料】

無料

【利用方法】

まずは電話によりご相談ください。

【窓 口】

児玉郡市障がい者就労支援センター 電話 22-3064 FAX22-1271

《所在地》〒367-0038 本庄市いまい台 2-43 障害福祉センター内

(2) 障害者就業・生活支援センターこだま

障害者の就労に関する相談、仕事探しの手伝い、面接の同行、職場に慣れることの援助が受けられます。

【事業内容】

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、支援センターこだまの窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施

1 就業面での支援

- ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・求職活動支援
- ・職場定着支援
- ・事業所に対する障害者の障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- ・関係機関との連絡調整
- ・ワークサンプルを活用した職業評価・訓練

2 生活面での支援

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- ・関係機関との連絡調整

【対象者】

埼玉県内に在住する原則として障害者手帳（身体・知的・精神）をお持ちの方で、企業等で働くことを希望される方

【受付日時】

無休（年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時（土日祝は午後4時）

【利用料】

無料（交通費などは実費負担。）

【利用方法】

まずは、電話によりご相談ください。

【窓 口】

障害者就業・生活支援センターこだま 電話 76-0627 FAX75-1870

《所在地》〒367-0101 美里町小茂田 756-3 社会福祉法人美里会内

(3) 公共職業安定所（ハローワーク）

就職を希望する障害者に対して、専門の担当者が障害の特性・経験・希望職種等に応じ、きめ細やかな職業相談・職業紹介・職場定着指導を行います。

【最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）】

ハローワーク本庄 電話 22-2448 FAX 21-4924

《所在地》〒367-0053 本庄市中央 2-5-1

(4) 発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）

就労を希望する発達障害者に対して、就労相談から職業能力評価・就労訓練・就職活動支援・職場定着支援までをワンストップで行います。

◆最寄のジョブセンター

ジョブセンター熊谷

電話 048-501-8917 FAX 048-501-8928

《所在地》〒360-0036

熊谷市桜木町 1-137 サンライズ桜木・堀口第2ビル 4F・5F



(5) 職業訓練

① 職業訓練施設

障害者が就職、自立できるよう次の施設で職業訓練を行っています。

【国立職業リハビリテーションセンター】

《所在地》〒359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2

<http://www.nvr.cd.ac.jp>

●入所を希望される方の相談

職業指導部職業評価課

電話 04-2995-1201、1712 ・FAX 04-2995-1277

●障害者雇用に関する事業主の相談・見学

職業指導部職業指導課

電話 04-2995-1207、1712 ・FAX 04-2995-1277

●見学を希望される方（オープンキャンパスを除く）

管理課

電話 04-2995-1029 ・FAX 04-2995-1052

●その他のお問い合わせ

管理課

電話 04-2995-1711 ・FAX 04-2995-1052

【東京障害者職業能力開発校】

電話 042-341-1411 FAX 042-341-1451

《所在地》〒187-0035 東京都小平市小川西町 2-34-1

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/handi/>

【埼玉障害者職業センター】

電話 048-854-3222 FAX 048-854-3260

《所在地》〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 136-1

<http://www.jeed.or.jp>



8. 就労支援（職業訓練）

②職親のもとでの職業訓練

知的障害のある方が就職自立できるように、職親として登録している民間事業者のもとで職業訓練を行います。

職親のもとでの職業訓練をご希望の方は、窓口にお問い合わせください。

【対象者】

療育手帳を持っている人（ただし、埼玉県の利用判定が必要です。）

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

見玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630



9. 子どもの相談・発達支援

(1) 障害のある子どもの相談窓口

① こども家庭センター

母子の健康に関する次のような相談に応じています。

- (1) 子どもの健康や育児の相談
- (2) 妊娠中の健康や出産に関する相談
- (3) 子どもの発育や発達についての相談

【こども家庭センター母子保健係】

電話 71-4502 FAX 25-1145

《所在地》〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3 市役所2階

② 本庄市発達教育支援センター「すきっぷ」

発達障害等をかかえる概ね18歳までの子どもたちが、将来社会で自立していけるよう、次のような事業を行っています。

- (1) 子ども、保護者、関係機関からの相談（来所・電話・訪問）
- (2) 発達障害等についての研修会
- (3) 就学前の子どもを対象とした、個別や集団の教室
- (4) 関係機関との調整
- (5) 子どもの発達と支援を結ぶ記録「はぐくみ」や「サポート手帳」の作成・活用支援

【本庄市発達教育支援センター「すきっぷ」】 電話 27-5550 FAX 22-0366

《所在地》〒367-0061 本庄市小島 5-5-45

③ 教育相談

心身に障害があり、特に配慮が必要とする子どもの就学や転学についての相談に応じています。

【窓 口】

本庄市教育委員会学校教育課 電話 25-1183 FAX 25-1193

《所在地》〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3 市役所4階

④ 地域生活の相談

地域で生活する障害児の身近な相談窓口として、次のような各種サービス等の申請窓口です。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付
- (2) 特別障害児手当、障害児福祉手当の支給

9. 子どもの相談・発達支援（障害のある子どもの相談窓口）

- (3) 重度心身障害者医療費の助成
- (4) ホームヘルプサービス、ショートステイ等給付費の支給
- (5) 補装具・日常生活用具の交付
- (6) 虐待などの権利侵害の通報や相談、障害者やその家族等への差別に関する相談

【窓 口】

- 本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963
- 児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630
- 相談支援事業所：障害者生活支援センターさわやか（身体障害者・児）
電話 25-5620 FAX 25-5640
- 相談支援事業所：障害者生活支援センターさわやか（知的障害者・児）
電話 25-5630 FAX 25-5665
- 相談支援事業所：障害者生活支援センターみさと（精神障害者・児）
電話 76-3646 FAX 76-4461

⑤埼玉県本庄保健所

母子の健康に関する次のような相談に応じています。

- (1) 子どもの心の健康に関する相談
- (2) 小児慢性疾病や難病に関する相談

【埼玉県本庄保健所】

電話 22-6481 FAX 22-6484

《所在地》〒367-0047 本庄市前原 1-8-12

⑥埼玉県児童相談所

18歳未満の子どもに関しての様々な相談に応じています。

【最寄りの児童相談所】

埼玉県熊谷児童相談所 電話 048-521-4152 FAX 048-520-1036

《所在地》〒360-0014 熊谷市箱田 5-12-1

(2) 発達支援

①健康診査・各種相談など

【こども家庭センター母子保健係】

乳幼児健診や育児学級・相談等により子どもの健やかな成長への支援を行っています。

電話 71-4502 FAX 25-1145

《所在地》〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3 市役所2階

②本庄市発達教育支援センター「すきっぷ」

発達障害等をかかえる概ね18歳までの子どもたちが、将来社会で自立していけるよう、次の事業を行っています。

- (1) 子ども、保護者、関係機関からの相談（来所・電話・訪問）
- (2) 発達障害等についての研修会
- (3) 就学前の子どもを対象とした個別教室
- (4) 関係機関との調整
- (5) 子どもの発達と支援を結ぶ記録「はぐくみ」や「サポート手帳」の作成・

活用支援

電話27-5550 FAX 22-0366

《所在地》〒367-0061 本庄市小島5-5-45

③障害児等療育支援事業

在宅の障害児（知的障害児、身体障害児等）及び知的障害者の地域における生活を支えるため、埼玉県の特設事業として県内の各施設で施設の専門職員や医師が次のサービスを提供しています。（サービス利用は無料です。）

(1) 訪問による療育指導

施設の専門職員が訪問により相談に応じたり、健康審査を実施します。

(2) 外来による専門的な療育相談、指導

障害に関する相談を施設に来ていただいた場合にも応じます。

(3) 保育所等への療育技術の指導

障害児保育を行う保育所等に対し障害児の療育等に関する技術の指導を行います。

【最寄りの事業所】

障害者生活支援センターさわやか 電話 25-5630 FAX 25-5665

《所在地》〒367-0038 本庄市いまい台2-43 障害福祉センター内

④地域療育センター

発達障害の特性が気になる就学前から小学3年生までの子どもに、専門職が個別療育を提供します。

【北部地域療育センター】

電話 048-581-0025

《所在地》〒369-1204 大里郡寄居町大字藤田 179-1 埼玉療育園教育棟内

⑤埼玉県発達障害総合支援センター

発達障害のある18歳までの児とご家族に対する相談支援や、関係機関等に対する研修等を行っています。

- ① 相談支援
- ② 支援機関支援
- ③ 支援者の人材育成

【埼玉県発達障害総合支援センター】

電話 048-601-5551 FAX 048-601-5552

《所在地》

〒330-0081 さいたま市中央区新都心 1-2 小児医療センター南玄関3階



別表2

身体障害者程度等級表(身体障害者福祉法施行規則 別表第5号)

級 別			1 級	2 級
視覚障害			(視力障害) 視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	(視力障害) 1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの (視野障害) 3.周辺視野角度(I/4 視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2 視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害			両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)
	平衡機能障害			
音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害				
肢 体 不 自 由	上 肢		1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの
	下 肢		1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
	体 幹		体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1.体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上 昇 ることが困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
内 部 障 害	心臓機能障害		心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	ぼうこう又は直腸の機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	

10. 資料（別表2：身体障害者程度等級表）

	能障害	辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
級 別		3 級	4 級
視覚障害		（視力障害） 1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2.視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの （視野障害） 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4.両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	（視力障害） 1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3.両眼開放視認点数が 70 点以下のもの
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
	平衡機能障害	平衡機能の極めて著しい障害	
音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の著しい障害
肢体不自由	上 肢	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
	下 肢	1.両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害

10. 資料（別表2：身体障害者程度等級表）

			5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	体 幹		体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
内 部 障 害	心臓機能障害		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
	肝臓機能障害		肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

級 別	5 級	6 級
視覚障害	（視力障害） 1. 視力の良い方の眼の視力が0.2 かつ他方の眼の視力が0.02 以下のもの （視野障害） 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数70 点を超えかつ100 点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40 点以下のもの	（視力障害） 視力の良い方の眼の視力が0.3 以上0.6 以下かつ他方の眼の視力が0.02 以下のもの

10. 資料（別表2：身体障害者程度等級表）

級 別		5 級	6 級
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害		1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの (40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2.一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの
	平 衡 機能障害	平衡機能の著しい障害	
音声機能・言語機能またはそ しゃく機能の障害			
肢 体 不 自 由	上 肢		1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、 いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
	下 肢		1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
	体 幹		1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して 5 センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害
		移動機能	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの		不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
内 部 障 害	心臓機能障害		
	じん臓機能障害		
	呼吸器機能障害		
	ぼうこう又は直腸の機能障害		
	小腸機能障害		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		
	肝臓機能障害		

10. 資料（別表2：身体障害者程度等級表）

級 別		7 級
視覚障害		
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	
	平衡機能障害	
音声機能・言語機能またはそ しゃく機能の障害		
肢 体 不 自 由	上 肢	1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
	下 肢	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	体 幹	
	乳幼児期以 前の非進行 性の脳病変 による運動 機能障害	上肢 機能
		移動 機能
内 部 障 害	心臓機能障害	
	じん臓機能障害	
	呼吸器機能障害	
	ぼうこう又は直腸の機 能障害	
	小腸機能障害	
	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	

※身体障害者手帳の交付は、1級～6級までです。

10. 資料（別表2：身体障害者程度等級表）

備 考	1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二⇒以上重複する場合は、6級とする。 3. 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
--------	--

別表3 日常生活用具一覧

1. 介護・訓練支援用具				
種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者 寝たきりの状態にある難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
特殊マット	重度知的障害者(児) 下肢又は体幹機能障害2級以上の児童(原則として3歳以上) 下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する障害者 寝たきりの状態にある難病患者	じよくそう 褥 瘡 の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する障害者(児)(原則として学齢児以上の者) 自力で排尿できない難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴に介助を要する障害者(児)(原則として3歳以上の者)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上で、下着交換等に介助を要する障害者(児)(原則として学齢児以上の者) 寝たきりの状態にある難病患者	介助者が障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者(児)(原則として3歳以上の者) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型等住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
訓練椅子	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童(原則として3歳以上の者)	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5年	33,100
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童(原則として学齢児以上の者) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200

10.資料（別表3：日常生活用具一覧表）

2. 自立生活支援用具				
種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者(児)で、入浴に介助を要するもの(原則として3歳以上の者) 入浴に介助を要する難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者(児)(原則として学齢児以上の者) 常時介護を要する難病患者	容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	8年	4,450
T字状・棒状のつえ	移動等において介助を必要とする障害者(児)(原則として3歳以上の者)	容易に使用し得るもの	3年	木製 2,266 軽金属製 3,090
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする障害者(児)(原則として3歳以上の者)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作補助、移乗動作補助段差解消等の用具とする。 ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
車椅子用段差異降機	常時車椅子を使用する者	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合において、車椅子に乗ったままの状態で見降可能なもの	10年	260,000
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある者 重度知的障害者(児)又は精神障害者(児)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	スポンジ・革 12,768 スポンジ・革・プラスチック 30,870
特殊便器	重度知的障害者(児)で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの 上肢障害2級以上の障害者(児)(原則として学齢児以上の者) 上肢機能に障害がある難病患者	足踏みペダルで温水温風を出すことができるもの及び知的障害者(児)を介護するものが容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200

10.資料（別表3：日常生活用具一覧表）

2. 自立生活支援用具				
種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
トイレチェアー	頸髄損傷等により、通常の便座上では座位を保てない者	椅子用の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの	8年	81,000
火災警報器	重度知的障害者(児) 身体障害2級以上の障害者(児)で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
自動消火器	重度知的障害者(児) 身体障害2級以上の障害者(児)及び難病患者で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの (障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
電磁調理器	重度知的障害者 2級以上の視覚障害者で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	容易に使用し得るもの	6年	41,000
歩行時間延長 信号機用小型 送信器	2級以上の視覚障害者(児)(原則として学齢児以上の者)	容易に使用し得るもの	10年	7,000
視覚障害者用 誘導装置	視覚障害者であって、音声による誘導を必要とする者	音声による目的物(位置)等の確認が可能となるもの	10年	56,000
携帯用 信号装置	聴覚障害者(児)であって、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない者	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図(呼出し)が触覚等により知覚できるもので携帯可能なもの	10年	18,000
聴覚障害者用 屋内信号装置	2級の聴覚障害者 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	音・音声等を、視覚や触覚等により知覚できるもの	10年	87,400

10.資料（別表3：日常生活用具一覧表）

3. 在宅療養等支援用具				
種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者 腎臓機能障害3級以上の障害児（原則として3歳以上の者）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者（児）で、必要と認められるもの（原則として学齢児以上の者） 呼吸器機能に障害のある難病患者	容易に使用し得るもの	5年	36,000
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者（児）で、必要と認められるもの（原則として学齢児以上の者） 呼吸器機能に障害のある難病患者	容易に使用し得るもの	5年	56,400
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの	5年	157,500
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	容易に使用し得るもの	10年	17,000
盲人用体温計（音声式）	2級以上の視覚障害者（児）（原則として学齢児以上の者で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	容易に使用し得るもの	5年	9,000
盲人用体重計	2級以上の視覚障害者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	容易に使用し得るもの	5年	18,000

10.資料（別表3：日常生活用具一覧表）

4. 情報・意思疎通支援用具				
種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
携帯用 会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)で、発声・発語に著しい障害を有するもの(原則として学齢児以上の者)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使用し得るもの	5年	98,800
情報・通信 支援用具	上肢障害2級以上の障害者及び2級以上の視覚障害者	上肢障害者 1 インテリキー(障害に合わせることができる大型キーボード) 2 ジョイスティック(マウスが使えない者のための操作棒) 視覚障害者 1 視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト(入力文字を音声化するソフト) 2 画面拡大ソフト(強度の弱視者用に文字等を拡大するソフト) 3 画面音声化ソフト(画面の文字を音声化するソフト)	—	100,000
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の重複障害者で、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500
点字器	2級以上の視覚障害者(児)	点字を打つためのもので点字版及び定規からなるもの。点筆も附属品として含まれる	標準型 7年 携帯用 5年	標準型 A 10,712 標準型 B 6,798 携帯用 A 7,416 携帯用 B 1,699
点字タイプライター	2級以上の視覚障害者(児)で、就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	容易に使用し得るもの	5年	63,100

10.資料（別表3：日常生活用具一覧表）

4. 情報・意思疎通支援用具				
種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
視覚障害者用 ポータブル レコーダー	2級以上の視覚障害者(児) (原則として学齢児以上の 者)	音声等により操作ボタンが知 覚 又 は 認 識 で き、かつ、 DAISY 方式による録音並びに 当該方式により記録された図 書の再生が可能であって、容易 に使用し得るもの	6年	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000
視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	2級以上の視覚障害者(児) (原則として学齢児以上の 者)	文字情報と同一紙面上に記載 された当該文字情報を暗号化 した情報を読み取り、音声信号 に変換して出力する機能を有 し、容易に使用し得るもの	6年	99,800
視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害者(児)で、本装置 により文字等を読むことが 可能になるもの 原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの (印刷物等)の上に置くことで、 簡単に拡大された画像や文字 等をモニターに映し出せるもの	8年	198,000
盲人用時計	2級以上の視覚障害者 音声時計は、手指の触覚に 障害がある等のため、原則、 触読式時計の使用が困難な 者	容易に使用し得るもの	10年	触読式 10,300 音声式 13,300
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害者(児)又は発声・ 発語に著しい障害を有する 者(児童)であって、コミュニ ケーション、緊急連絡等の手 段として必要と認められる もの(原則として学齢児以上 の者で、電話(難視聴用電話 を含む。)によるコミュニケー ション等が困難な障害者の みの世帯及びこれに準ずる 世帯に限る。)	一般の電話機に接続ができ、 音声の代わりに文字等により 通信が可能な機器であって、容 易に使用し得るもの	5年	71,000
文字放送 ラジオ	聴覚障害者であって、文字 による情報を必要とする者	FM 文字多重放送の受信が可 能なもの	5年	23,000
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者(児)であって、 本装置によりテレビの視聴 が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚 障害者(児)用番組並びにテレ ビ番組に字幕及び手話通訳の 映像を合成したものを画像に 出力する機能を有し、かつ、災 害時の聴覚障害者(児)向け緊 急信号を受信でき、容易に使用 し得るもの	6年	88,900

4. 情報・意思疎通支援用具				
種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
人工喉頭 (笛式・電動式)	喉頭摘出による音声・言語機能 障害3級以上の障害者(児)	笛式 呼気によりゴム等の 膜を振動させ、ビニール等の 管を通じて音源を口腔内に 導き構音化するもの 電動式 顎下部等にあてた 電動版を振動させ、経皮的 に音源を口腔内に導き構音 化するもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,150 電動式 72,203
人工喉頭 (埋込型用人工 鼻)	喉頭摘出者であって、常時埋込 型の人工喉頭を使用する者	障害者が容易に使用し得る もの	—	23,760
福祉電話 (貸与)	難聴者又は外出困難な身体障 害者(原則として2級以上)で、 コミュニケーション、緊急連絡 等の手段として必要性がある と認められるもの及びファック ス被貸与者(障害者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯に限 る。)	容易に使用し得るもの	—	83,300
ファックス(貸 与)	聴覚又は音声機能若しくは言 語機能障害3級以上で、コミュ ニケーション、緊急連絡等の手 段として必要性があると認めら れるもの(電話(難視聴用電話 を含む。))によるコミュニケーシ ョン等が困難な障害者のみの 世帯及びこれに準ずる世帯に 限る。)	容易に使用し得るもの	—	7,700
視覚障害者用 ワードプロセッ サー (共同利用)	視覚障害者(児) (原則として学齢児以上の者)	編集、校正機能を持ち、日本 点字表記法に基づき、入力 した文章を自動的に点字変 換が可能で点字プリンター との連動により点字文書の 作成及び音声化ができるも の	—	1,030,000
点字図書	情報の入手を主に点字によっ て行っている視覚障害者(児)	点字により作成された図書	—	点字図書価格

10. 資料（別表3：日常生活用具一覧表）

5. 排泄管理支援用具				
種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
ストマ装具 (ストマ用品、洗腸用具、ケア用品等)	ストマ造設者(者・児)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋(蓄尿袋は、尿処理用のキャップ付き)とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。洗腸用具、皮膚保護剤、袋を体に密着させるものなどのケア用品を含む。	—	蓄便袋 8,858 蓄尿袋 11,639
紙おむつ等 (紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品)	ストマの変形等によりストマ装具を装着することができない者(児) 二分脊椎による排尿機能障害又は排便機能障害者(児) 2級以上の脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者(児) (原則として3歳以上のもの)	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、洗腸装具	—	おむつ等 12,000
収尿器	高度の排尿機能障害者	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの(ラテックス製又はゴム製)	—	男性用 ・普通型 7,931 ・簡易型 5,871
		女性用 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の採尿袋(導尿ゴム管付)	—	女性用 ・普通型 8,755 ・簡易型 6,077

6. 住宅改修費				
種 目	給付等の対象	性 能	耐用年数	限度額(円)
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する3級以上の障害者(児) 特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000

別表4 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具一覧表

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額(円)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)	8年	4,900
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	21,560
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	166,320
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	169,400
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年	66,000
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	99,000
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	73,700
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	16,500

10.資料（別表4：小児慢性特定疾病児童等日常生活用具一覧表）

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額(円)
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	5年	77,440
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	13,380
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	62,040
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1年	22,000
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者。	紫外線をカットできるもの	1か月	3,465
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	39,600
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	173,250
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	1か月	9,460
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	1か月	12,430
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	1か月	10,725

令和6年4月1日
から適用

障害者総合支援法の 対象となる難病が 追加されます

- ・ MECP2重複症候群
- ・ 線毛機能不全症候群
(カルタゲナー症候群を含む。)
- ・ TRPV4異常症

障害福祉サービス等の対象となる難病が、366疾病から369疾病へと見直しが行われます。対象となる方は、障害者手帳※をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

※ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

対象疾病※の一覧は厚生労働省のホームページでご確認いただけます。



※ 一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されていません。各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ (<https://www.nanbyou.or.jp/>) 等を参照ください。また、罹患している疾病が障害福祉サービス等の対象となる疾病かどうか等の詳細については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

手続き

- ◆対象疾病に罹患していることがわかる証明書※（診断書など）を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にてサービスの利用を申請してください。

※ 難病法に基づき指定難病の方に発行される「登録者証」をお持ちでない方でも、障害者総合支援法の独自の対象疾病の方は障害福祉サービスの利用が可能です。

- ◆障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。
(訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定を受ける必要はありません)
- ◆詳しいサービスの内容や手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。



厚生労働省

こどもまんが

こども家庭庁

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	下垂体前葉機能低下症
2	アイザックス症候群	52	家族性地中海熱
3	I g A 腎症	53	家族性低βリボタンパク血症1(ホモ接合体)
4	I g G 4 関連疾患	54	家族性良性慢性天疱瘡
5	亜急性硬化性全脳炎	55	カナバン病
6	アジソン病	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
7	アッシャー症候群	57	歌舞伎症候群
8	アトピー性脊髄炎	58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
9	アペール症候群	59	カルニチン回路異常症
10	アミロイドーシス	60	加齢黄斑変性 ○
11	アラジール症候群	61	肝型糖原病
12	アルポート症候群	62	間質性膀胱炎（ハンナ型）
13	アレキサダー病	63	環状20番染色体症候群
14	アンジェルマン症候群	64	関節リウマチ
15	アントレー・ピクスラー症候群	65	完全大血管転位症
16	イソ吉草酸血症	66	眼皮膚白皮症
17	一次性ネフローゼ症候群	67	偽性副甲状腺機能低下症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	ギャロウェイ・モフト症候群
19	1 p 36欠失症候群	69	急性壊死性脳症 ○
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性網膜壊死 ○
21	遺伝性ジストニア	71	球脊髄性筋萎縮症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	急速進行性糸球体腎炎
23	遺伝性瘧疾	73	強直性脊椎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	巨細胞性動脈炎
25	ウィーバー症候群	75	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
27	ウィルソン病	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
28	ウエスト症候群	78	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
29	ウェルナー症候群	79	筋萎縮性側索硬化症
30	ウォルフラム症候群	80	筋型糖原病
31	ウルリッヒ病	81	筋ジストロフィー
32	HTRA1関連脳小血管病 △	82	クッシング病
33	HTLV-1 関連脊髄症	83	クリオピリン関連周期熱症候群
34	A T R - X 症候群	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
35	A D H 分泌異常症	85	クルーゾン症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	グルコーストランスポーター1欠損症
37	エプスタイン症候群	87	グルタル酸血症1型
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症2型
39	エマヌエル症候群	89	クロウ・深瀬症候群
40	MECP2重複症候群 ※	90	クローン病
41	遠位型ミオパチー	91	クロンカイト・カナダ症候群
42	円錐角膜 ○	92	痙攣重積型（二相性）急性脳症
43	黄色靱帯骨化症	93	結節性硬化症
44	黄斑ジストロフィー	94	結節性多発動脈炎
45	大田原症候群	95	血栓性血小板減少性紫斑病
46	オクシピタル・ホーン症候群	96	限局性皮質異形成
47	オスラー病	97	原発性局所多汗症 ○
48	カーニー複合	98	原発性硬化性胆管炎
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	99	原発性高脂血症
50	潰瘍性大腸炎	100	原発性側索硬化症

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
101	原発性胆汁性胆管炎	151	若年性肺気腫
102	原発性免疫不全症候群	152	シャルコー・マリー・トゥース病
103	顕微鏡的大腸炎 ○	153	重症筋無力症
104	顕微鏡的多発血管炎	154	修正大血管転位症
105	高IgD症候群	155	ジュベール症候群関連疾患
106	好酸球性消化管疾患	156	シュワルツ・ヤンベル症候群
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
108	好酸球性副鼻腔炎	158	神経細胞移動異常症
109	抗糸球体基底膜腎炎	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
110	後縦靱帯骨化症	160	神経線維腫症
111	甲状腺ホルモン不応症	161	神経有棘赤血球症
112	拘束型心筋症	162	進行性核上性麻痺
113	高チロシン血症1型	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
114	高チロシン血症2型	164	進行性骨化性線維異形成症
115	高チロシン血症3型	165	進行性多巣性白質脳症
116	後天性赤芽球癆	166	進行性白質脳症
117	広範脊柱管狭窄症	167	進行性ミオクローヌステんかん
118	膠様滴状角膜ジストロフィー	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
119	抗リン脂質抗体症候群	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
120	コケイン症候群	170	スタージ・ウェーバー症候群
121	コステロ症候群	171	スティーヴンス・ジョンソン症候群
122	骨形成不全症	172	スミス・マギニス症候群
123	骨髄異形成症候群 ○	173	スモン ○
124	骨髄線維症 ○	174	脆弱X症候群
125	ゴナドトロピン分泌亢進症	175	脆弱X症候群関連疾患
126	5p欠失症候群	176	成人発症スチル病 △
127	コフィン・シリズ症候群	177	成長ホルモン分泌亢進症
128	コフィン・ローリー症候群	178	脊髄空洞症
129	混合性結合組織病	179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
130	鰓耳腎症候群	180	脊髄髄膜瘤
131	再生不良性貧血	181	脊髄性筋萎縮症
132	サイトメガロウイルス角膜炎皮炎 ○	182	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症
133	再発性多発軟骨炎	183	前眼部形成異常
134	左心低形成症候群	184	全身性エリテマトーデス
135	サルコイドーシス	185	全身性強皮症
136	三尖弁閉鎖症	186	先天異常症候群
137	三頭酵素欠損症	187	先天性横隔膜ヘルニア
138	CFC症候群	188	先天性核上性球麻痺
139	シェーグレン症候群	189	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
140	色素性乾皮症	190	先天性魚鱗癬
141	自己貪食空胞性ミオパチー	191	先天性筋無力症候群
142	自己免疫性肝炎	192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	193	先天性三尖弁狭窄症
144	自己免疫性溶血性貧血	194	先天性腎性尿崩症
145	四肢形成不全 ○	195	先天性赤血球形成異常性貧血
146	シトステロール血症	196	先天性僧帽弁狭窄症
147	シトリン欠損症	197	先天性大脳白質形成不全症
148	紫斑病性腎炎	198	先天性肺静脈狭窄症
149	脂肪萎縮症	199	先天性風疹症候群 ○
150	若年性特発性関節炎	200	先天性副腎低形成症

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
201	先天性副腎皮質酵素欠損症	251	ドラベ症候群
202	先天性ミオパチー	252	中條・西村症候群
203	先天性無痛無汗症	253	那須・ハコラ病
204	先天性葉酸吸収不全	254	軟骨無形成症
205	前頭側頭葉変性症	255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
206	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）	※	256 22q11.2欠失症候群
207	早期ミオクロニー脳症	257	乳幼児肝巨大血管腫
208	総動脈幹遺残症	258	尿素サイクル異常症
209	総排泄腔遺残	259	ヌーナン症候群
210	総排泄腔外反症	260	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
211	ソース症候群	261	ネフロン癆
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	262	脳クレアチン欠乏症候群
213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	263	脳腱黄色腫症
214	大脳皮質基底核変性症	264	脳内鉄沈着神経変性症（※）
215	大理石骨病	△	265 脳表ヘモジデリン沈着症
216	ダウン症候群	○	266 膿疱性乾癬
217	高安動脈炎	267	嚢胞性線維症
218	多系統萎縮症	268	パーキンソン病
219	タナトフォリック骨異形成症	269	バージャー病
220	多発血管炎性肉芽腫症	270	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
221	多発性硬化症／視神経脊髄炎	271	肺動脈性肺高血圧症
222	多発性軟骨性外骨腫症	○	272 肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
223	多発性嚢胞腎	273	肺胞低換気症候群
224	多脾症候群	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群
225	タンジール病	275	バッド・キアリ症候群
226	単心室症	276	ハンチントン病
227	弾性線維性仮性黄色腫	277	汎発性特発性骨増殖症
228	短腸症候群	○	278 PCDH19関連症候群
229	胆道閉鎖症	279	非ケトーシス型高グリシン血症
230	遅発性内リンパ水腫	280	肥厚性皮膚骨膜炎
231	チャージ症候群	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
233	中毒性表皮壊死症	283	肥大型心筋症
234	腸管神経節細胞減少症	284	左肺動脈右肺動脈起始症
235	TRPV4 異常症	※	285 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
236	TSH分泌亢進症	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
237	TNF受容体関連周期性症候群	287	ビッカースタッフ脳幹脳炎
238	低ホスファターゼ症	288	非典型溶血性尿毒症症候群
239	天疱瘡	289	非特異性多発性小腸潰瘍症
240	特発性拡張型心筋症	290	皮膚筋炎／多発性筋炎
241	特発性間質性肺炎	291	びまん性汎細気管支炎
242	特発性基底核石灰化症	○	292 肥満低換気症候群
243	特発性血小板減少性紫斑病	○	293 表皮水疱症
244	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	294	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）
245	特発性後天性全身性無汗症	295	VATER症候群
246	特発性大腿骨頭壊死症	296	ファイファー症候群
247	特発性多中心性キャスルマン病	297	ファロー四徴症
248	特発性門脈圧亢進症	298	ファンコニ貧血
249	特発性両側性感音難聴	299	封入体筋炎
250	突発性難聴	○	300 フェニルケトン尿症

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
301	フォンタン術後症候群 ○	351	4p欠失症候群
302	複合カルボキシラーゼ欠損症	352	ライソゾーム病
303	副甲状腺機能低下症	353	ラスムッセン脳炎
304	副腎白質ジストロフィー	354	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症	355	ランドウ・クレフナー症候群
306	ブラウ症候群	356	リジン尿性蛋白不耐症
307	ブラダー・ウィリ症候群	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
308	プリオン病	358	両大血管右室起始症
309	プロピオン酸血症	359	リンパ管腫症/ゴーハム病
310	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	360	リンパ脈管筋腫症
311	閉塞性細気管支炎	361	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
312	β-ケトチオラーゼ欠損症	362	ルビンシュタイン・テイビ症候群
313	ベーチェット病	363	レーベル遺伝性視神経症
314	ベスレムミオパチー	364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
315	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
316	ヘモクロマトーシス ○	366	レット症候群
317	ペリー病 △	367	レノックス・ガストー症候群
318	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	368	ロスムンド・トムソン症候群
319	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症
320	片側巨脳症		
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		
322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
324	ホモシスチン尿症		
325	ポルフィリン症		
326	マリネスコ・シェーグレン症候群		
327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群 △		
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		
329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
330	慢性再発性多発性骨髄炎		
331	慢性膵炎 ○		
332	慢性特発性偽性腸閉塞症		
333	ミオクロニー欠伸てんかん		
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
335	ミトコンドリア病		
336	無虹彩症		
337	無脾症候群		
338	無βリポタンパク血症		
339	メーブルシロップ尿症		
340	メチルグルタコン酸尿症		
341	メチルマロン酸血症		
342	メビウス症候群		
343	メンクス病		
344	網膜色素変性症		
345	もやもや病		
346	モワット・ウイルソン症候群		
347	薬剤性過敏症症候群 ○		
348	ヤング・シンプソン症候群		
349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○		
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		

（※）旧対象疾病番号159（神経フェリチン症）は対象疾病番号264（脳内鉄沈着神経変性症）に統合。

（※）一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。

各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ（<https://www.nanbyou.or.jp/>）等を参照ください。

経過的に対象となっている疾病

- 下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等※の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

① 平成27年1月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

② 平成27年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名	疾病名
肝外門脈閉塞症	視神経症
肝内結石症	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレ症候群	先天性QT延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH受容体異常症
原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群
好酸球性筋膜炎	メニエール病

③ 令和元年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

指定難病と障害者総合支援法対象疾病の疾病名の相違

- 難病法に基づく指定難病は、障害者総合支援法の対象疾病に全て含まれておりますが、下表の疾病については、異なる疾病名を用いているためご注意ください。

障害者総合支援法の対象疾病	難病法の指定難病
アミロイドーシス	全身性アミロイドーシス
ADH分泌異常症	下垂体性ADH分泌異常症
関節リウマチ	悪性関節リウマチ
原発性高脂血症	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
	原発性高カイロミクロン血症
抗リン脂質抗体症候群	原発性抗リン脂質抗体症候群
ゴナドトロピン分泌亢進症	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
若年性肺気腫	$\alpha 1$ - アンチトリプシン欠乏症
成長ホルモン分泌亢進症	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
TSH分泌亢進症	下垂体性TSH分泌亢進症
特発性両側性感音難聴	若年発症型両側性感音難聴
膿疱性乾癬	膿疱性乾癬（汎発型）
PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	下垂体性PRL分泌亢進症

疾病名の表記を変更したもの（新旧対照表）

① 平成27年1月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成26年12月31日までの疾病名	【新】 平成27年1月1日以降の疾病名
アミロイド症	アミロイドーシス
アレルギー性肉芽腫性血管炎	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
ウェグナー肉芽腫症	多発血管炎性肉芽腫症
ADH不適合分泌症候群	ADH分泌異常症
中枢性尿崩症	
結節性動脈周囲炎	結節性多発動脈炎
	顕微鏡的多発血管炎
高プロラクチン血症	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
ゴナドトロピン分泌過剰症	ゴナドトロピン分泌亢進症
脊髄小脳変性症	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
先端巨大症	成長ホルモン分泌亢進症
側頭動脈炎	巨細胞性動脈炎
大動脈炎症候群	高安動脈炎
多巣性運動ニューロパチー	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	
多発筋炎	皮膚筋炎／多発性筋炎
皮膚筋炎	
多発性硬化症	多発性硬化症／視神経脊髄炎
TSH産生下垂体腺腫	TSH分泌亢進症
特発性大腿骨頭壊死	特発性大腿骨頭壊死症
有棘赤血球舞蹈病	神経有棘赤血球症
リソソーム病	ライソゾーム病
リンパ管筋腫症	リンパ脈管筋腫症
レフェトフ症候群	甲状腺ホルモン不応症

疾病名の表記を変更したもの（新旧対照表）

② 平成27年7月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成27年6月30日までの疾病名	【新】 平成27年7月1日以降の疾病名
難治性ネフローゼ症候群	一次性ネフローゼ症候群
加齢性黄斑変性症	加齢黄斑変性
進行性骨化性線維形成異常症	進行性骨化性線維異形成症
先天性魚鱗癬様紅皮症	先天性魚鱗癬
ビタミンD依存症二型	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
ペルオキシソーム病	副腎白質ジストロフィー
	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）

③ 平成29年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成29年3月31日までの疾病名	【新】 平成29年4月1日以降の疾病名
原発性胆汁性肝硬変	原発性胆汁性胆管炎
自己免疫性出血病ⅩⅢ	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症

④ 平成30年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成30年3月31日までの疾病名	【新】 平成30年4月1日以降の疾病名
有馬症候群	ジュベール症候群関連疾患
全身型若年性特発性関節炎	若年性特発性関節炎
先天性気管狭窄症	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症

⑤ 令和元年7月1日に表記を変更した疾病

【旧】 令和元年6月30日までの疾病名	【新】 令和元年7月1日以降の疾病名
強皮症	全身性強皮症

⑥ 令和6年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 令和6年3月31日までの疾病名	【新】 令和6年4月1日以降の疾病名
神経フェリチン症	脳内鉄沈着神経変性症
成人スチル病	成人発症スチル病
禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	HTRA1関連脳小血管病
ペリー症候群	ペリー病
マルファン症候群	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群

障害者福祉ガイド

発行年月 令和6年4月

発 行 埼玉県本庄市福祉部障害福祉課

〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3(本庄市役所)

TEL 0495(25)1125 FAX 0495(23)1963

Email syougai@city.honjo.lg.jp



盲目の国学者

堀保己一

本庄市マスコット

はにぼん